

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

令和 7 年 6 月

金沢大学大学院法学研究科法務専攻

目 次

I 現況、目的及び特徴 1

II 基準ごとの自己評価

領域1 法科大学院の教育活動等の現況 3

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証 8

領域3 教育課程及び教育方法 26

領域4 学生の受入及び定員管理 61

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境 67

I 現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名 金沢大学大学院法学研究科法務専攻
- (2) 所在地 石川県金沢市
- (3) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	37人
教員数	14人

2 目的

本専攻は、法務研究科法務専攻（以下、「法務研究科」という）として平成16年に設立され、地域における法曹等の法律学に特化した高度専門職業人の養成を目的として教育活動を行っている。すなわち、本専攻は、「地域に根ざした法曹教育」という基本理念のもと、弁護士過疎地域に隣接する地に位置するという地域的特性にも鑑み、「地域社会の人の立場にたった法律家の養成」、「適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成」及び「紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成」という教育目標を掲げている。

このような教育目標を達成するための本専攻の教育は、まず、法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことに向けられる。これは、法を解釈し、適用する者は、実際に人が生活する社会に対して常に関心を払い、深い理解を示すことで、公平かつ妥当な解決が生まれるという考えに基づく。

そして、理論と実務を架橋する高度な教育を実施するために、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成している。

以上のような教育理念、教育目標に支えられた教育方法、教育課程により目的が達成される。2024年度までの司法試験合格者は117人となり、そのうち北陸三県で弁護士となった者が61人である。東京、大阪、京都等の大都市で弁護士となった者や裁判官となった者を除くと、87人が地域の弁護士として活躍しており、一定の成果を挙げている。また、法曹以外の職域についても、修了生の多くが北陸地域を中心に、公務員等の行政官、企業法務等の業務、法学・政策学系研究者等に就職しており、地域社会に貢献しうる多数の人材を輩出している。

3 特徴

(1) 徹底した少人数教育

本専攻は、現在、入学定員15人（標準コース6人、短縮コース9人（法曹養成プログラム修了者特別選抜4人を含む））で、法科大学院としては小規模であり、少人数編成の講義及び演習形式の授業実施によって、教員が学生の理解度を測りながら、教員と学生による双方向又は学生間による多方向の授業運営が可能となっている。近年の入学人数は、2021年度9人、2022年度14人、2023年度14人、2024年度は10人、2025年度13人である。

(2) 地域に根ざした実践的な教育

本専攻は、北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会）の協力、および、金沢弁護士会に置かれる法科大学院支援委員会との連携により、①本専攻の授業科目への非常勤講師としての派遣、②「エクスターンシップ」における弁護士事務所への学生受入れ及び指導、③学生に対する法曹の進路指導や学習指導の定期的な実施、④授業参観や、本専攻のFD研修会への参加及び提言等、継続的かつ様々な支援を受けている。

石川県加賀市議会と連携協定を締結し、学生が同市議会にてインターンシップを行い、条例案策定等を体験することで、法律の理解を深める機会を提供している。その他、北陸銀行との間でのインターンシップ協定、株式会社PFU法務部との連携協定により、企業法務を学ぶ機会も用意している。「医事法」の授業内では、金沢大学附属病院内での研修も実施し、医療における法律問題の理解を深めることのできる、実践的な教育を実現している。

(3) 他大学の法科大学院等との連携

本専攻は、近隣に他の法科大学院がないため、教員・学生の情報交換や教育の充実化を目指し、複数の法科大学院と連携している。具体的には、授業科目の展開、教員とのFD活動や学生交流の推進を目的として、千葉大学及び筑波大学の法科大学院との間で連携協定を締結している。千葉大学とは両大学の教員による「現代法の諸問題」の相互配信及び特色ある実務科目の参加、合同FDを実施している。また、筑波大学とは単位互換、合同FDを実施している。加えて、2022年度入学者からの司法試験選択科目4単位の修了要件化に対応するため、同年度から、上記千葉大学、筑波大学に九州大学を加えた4大学で単位互換協定を締結し、4大学で授業科目を提供し合うこととした。

(4) 本学法学類との連携

本学法学類が2020年度から法曹養成プログラムを設置し、本専攻と本学法学類が法曹養成連携協定を締結することにより5年一貫型法曹教育制度を整備することで、本専攻への進学機会の拡大を図っている。この運営協議のため、法学研究科・法学類連携会議を設置している。

(5) 法学研究科への改組

2020年より、更なる教育の充実を目指し、法学研究科へ改組し、法学研究科法務専攻となった。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

：「該当なし」

基準 1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 1-1-1】 法科大学院の目的が適切に設定されていること	・自己評価書の「Ⅰ 現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
本専攻は、地域の法律問題を解決するための人材養成を、大きな目的としている。同目的を達成するため、北陸3県の弁護士会（金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会）、金沢弁護士会に設置された法科大学院支援委員会とのつながりを重視し、また、石川県加賀市議会などと連携協定を締結している。その結果、学生は、地元の弁護士による講義、地元の弁護士事務所での「エクスターンシップ」、加賀市議会での条例策定のインターンシップ、加賀市議会議長らの講義を受けることで地域に根差した法律問題を学修することができている。	株式会社PFUと金沢大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定書（非公表）	非公表	
	株式会社PFUと金沢大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定書の変更に係る覚書（非公表）	非公表	
	株式会社PFUと金沢大学大学院法学研究科との連携協力に関する協定書の変更に係る第2覚書（非公表）	非公表	
	金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書（非公表）	非公表	
	金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書の変更に係る覚書（非公表）	非公表	
	北陸銀行とのインターンシップに関する申合せ（非公表）	非公表	
	北陸銀行とのインターンシップに関する申合せの変更に係る覚書（非公表）	非公表	
	法科大学院教育におけるエクスターンシップ実施に関する協定書（福井弁護士会）（非公表）	非公表	
	法科大学院教育におけるエクスターンシップ実施に関する協定書（金沢弁護士会）（非公表）	非公表	
	法科大学院教育におけるエクスターンシップ実施に関する協定書（富山県弁護士会）（非公表）	非公表	
【改善を要する事項】			

基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－2－1] 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること	・教員の配置状況（別紙様式 1－2－1－1）		
	1-2-1-1_教員の配置状況		
	・開設授業科目一覧（別紙様式 1－2－1－2）		
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		
[分析項目 1－2－2] 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること	・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2_教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等に関する規程類		
	金沢大学大学院法学研究科会議細則 金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		
[分析項目 1－2－3] 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること	・予算に関するヒアリングや協議の概要等		
	2022年度学長と域長、学類長、系長、研究科長との懇談会案内	非公表	
	2022年度学長懇談のヒアリングシート	非公表	
	（2021年度）部局の運営目標に係るヒアリングについて（非公表）	非公表	
	2021年度法務専攻決算（非公表）	非公表	
	2022年度法務専攻予算（非公表）	非公表	
	2022年度法務専攻決算（非公表）	非公表	
	2023年度法務専攻予算（非公表）	非公表	
	2023年度法務専攻決算（非公表）	非公表	
[分析項目 1－2－4] 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること	・管理運営を行うための事務組織の役割、人員の配置状況が把握できる資料（組織図、事務分掌規程等）		
	国立大学法人金沢大学事務分掌規程		
	事務組織図		
[分析項目 1－2－5] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 1－2－5）		
	1-2-5_SDの実施内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【分析項目1-2-1】 本専攻では多くの兼任・兼任教員の協力のもと、基礎法学・隣接科目並びに展開・先端科目は非常にバラエティに富んだ科目を配置しており、学生は自己の興味・関心に合わせた多様な学びが可能である。特に、金沢弁護士会をはじめ北陸三県の弁護士会の協力により、「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」では多くの現役弁護士による講義が行われ、学生の法曹への意識付けに大きく貢献している。両科目は2022年度に行われた大学改革支援・学位授与機構の認証評価においても【優れた点】に位置付けられ、高く評価されている。 教員の年齢構成は、30代から60代までバランスよく配置されている。 本専攻において教育上主要と認める授業科目は、①基本7法の講義、演習科目、②公法・民事法・刑事法の総合演習科目、③実務基礎科目、④紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ、⑤司法試験選択科目にまつわる科目である。このうち④は、上記の通り北陸三県の弁護士会の協力のもと日頃より地域に根差した活動をしている弁護士の生の体験を聞くことができる科目であり、本専攻の特色を強く示す科目である。 この教育上主要と認める授業科目は、2023、2024年度において48科目である（他大学との連携協定により提供を受けた科目を含む）。このうち、専任教員のみで行う科目は2023年度は28科目、2024年度は民事訴訟法専任教員欠員のため26科目（なお、2025年度には民事訴訟法の専任教員着任により28科目に回復する）、専任教員と兼任・兼任教員のオムニバスで行う科目は2023、2024年度に3科目である。他方、オムニバス科目についてはもちろん、兼任・兼任教員がすべての授業回を担当する科目についても、教務委員会によるシラバス、成績評価時に提出される授業の実施状況や成績分布の確認等を通して、当該授業科目の内容、実施及び成績評価について専任教員が責任を持っている。 なお、2022年3月末の専任教員退職に伴い、2022年度は商法および行政法の専任教員が欠員となっていたが、2023年4月に新たな専任教員が着任した。また、2024年3月末に専任教員退職に伴い、2024年度は民事訴訟法の専任教員が欠員となった（なお、2025年4月に新たな専任教員が着任した）。	1-2-1-1_教員の配置状況		再掲
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	131-134頁「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」	
	2023年度法科大学院教員一覧（金沢大学法科大学院ウェブサイト）		
	2024年度法務専攻シラバス集	187-191頁「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」	
	2024年度法科大学院教員一覧（金沢大学法科大学院ウェブサイト）		
	2022年度認証評価報告書	1頁	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
本専攻は小規模であるが、専門職大学院設置基準の定める必要数を満たす数の専任教員を配置している。特に司法試験で短答式試験が課されている基幹科目である憲法・民法・刑法は複数による体制をとっており、1年次生が共通到達度確認試験で比較的良好な成績を収めている（分析項目2-2-3参照）。 また、金沢弁護士会をはじめとする北陸三県の弁護士会との緊密な連携関係に基づき、多くの弁護士に兼任教員となってもらい「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」など、学生が法曹活動を具体的にイメージすることができる科目を開設している。地域に根差した法曹を養成するという本専攻の理念に合致した特徴的な科目であり、本専攻を修了し司法試験に合格した者の多くが地域で活躍する弁護士の道を選んでいる（基準2-3参照）ことからしても、地域の法化に大きく貢献するという成果を挙げているといえよう。 さらに、金沢大学の新学類設置に伴う他部局の教員定員削減においても、本専攻はポストの抛出を不要とされるなど、大学として法科大学院を重視した経営を行っている。	1-2-1-1_教員の配置状況		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	131-134頁「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	187-191頁「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」	再掲
【改善を要する事項】			
基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－3－1] 法令により公表が求められている事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
[分析項目 1－3－2] 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること	・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2_法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
法令により公表が求められる情報の詳細は本専攻ウェブサイトにてまとめて公表しているほか、主に本専攻への進学を考えている人々に向けて、本専攻の理念や3つのポリシー、カリキュラムや科目の詳細、学修面および経済面の支援制度など、そのような人々が特に知りたい情報を凝縮したパンフレットを発行している。 なお、一部の兼任教員の学位および業績が未公表として2022年度実施の認証評価にて【改善を要する点】として指摘されたが、現在は全ての専任・兼任・兼任教員について公表を行っている。	2024年度金沢大学法科大学院案内		
	2025年度金沢大学法科大学院案内		
	教員一覧（金沢大学法科大学院ウェブサイト）		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
法令により公表が求められる情報は本専攻ウェブサイトにて1ページにまとめて公表しており、閲覧者にとって情報を探しやすくすることに努めている。	金沢大学法科大学院公表事項（金沢大学法科大学院ウェブサイト）		
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

 : 「該当なし」

基準2-1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること	・責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1_責任体制等一覧		
	・自己点検・評価に関する規程類		
	金沢大学大学院法学研究科会議細則		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻が定める自己点検・評価項目に関する申し合わせ		
[分析項目2-1-2] 教育課程連携協議会が設けられていること	・教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2_教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程		
	金沢大学法科大学院教育課程連携協議会設置要項		
	・教育課程連携協議会の名簿（規程上の構成員との対応関係が分かる資料）		
	2021年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		
	2022年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		
	2023年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		
	2024年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
本専攻は専任教員数が多くないこともあり、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜、教員人事及びその他運営に関する重要事項に関する最終的な実質審議を法務専攻会議で行っている。すなわち、教務に関して教務委員会、学生生活に関して学生支援・FD委員会、学生の受け入れに関して入試・広報委員会といった実働組織を設けているものの、自己点検・評価及びそれを通じた教育課程等の改善のためそれらの委員会で審議された案件は原則として法務専攻会議に上程あるいは報告される。また、複数の委員会にまたがるとみられる案件については各委員会が必要に応じて連携するほか、認証評価基準への適合性等に関する助言等を点検評価委員会が随時行っている。したがって、自己点検・評価を含めて教育活動等の質保証に最終的に責任を負っているのは、本専攻では法務専攻会議である。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【分析項目2-1-1】 上記の通り、本専攻では最終的な責任主体は法務専攻会議であるが、その審議に先立ち問題点の把握や必要な情報収集は各委員会が行っている。そして、案件によっては、法務専攻会議に供する前に、2以上の委員会（例えば、教務委員会と学生支援・FD委員会）が共同で議論する場をアドホックに設け、それぞれの委員会の視点から問題を総合的に検討しており、生起する問題の広がりや重要性に応じてそれぞれの委員会が連携をとって柔軟に対応している。また、基本問題検討委員会を設け、2020～2023年度には主要委員会の委員長を構成員として横断的な検討を迅速に行えるようにした。2024年度、2025年度には、法務専攻長が、検討課題に応じて、構成員を決定し、招集できるものとしている。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		再掲
【分析項目2-1-2】 教育課程連携協議会の委員として、2021年度には、法令上は任意である自治体の職員（インハウス弁護士）を含めた。同氏は当該自治体を2022年に退職したが、本専攻は、インハウス弁護士経験者としての有益な助言を得るべく、2022年度以降も同氏を教育課程連携協議会の委員としている。	2-1-2_教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		再掲
	2021年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会議事概要		
	2021年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		再掲
	2022年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会議事概要		
	2022年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		再掲
	2023年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会議事概要		
	2023年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		再掲
	2024年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会議事概要		
	2024年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会名簿		再掲
【改善を要する事項】			
基準 2-2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 2-2-1〕 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2-2-1）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		
	・自己点検・評価に関する規程類		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻が定める自己点検・評価項目に関する申し合わせ		再掲

[分析項目 2-2-2] 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	・自己点検・評価の結果に関する報告書		
	2019年度自己点検・評価の結果に関する報告書	特に第2-5, 7章	
	2020年度自己点検・評価の結果に関する報告書	特に第2-5, 7章	
	2021年度自己点検・評価の結果に関する報告書	主に領域2	
	2022年度自己点検・評価の結果に関する報告書	主に領域2	
	2023年度自己点検・評価の結果に関する報告書	主に領域2	
	2020年度（2019年度調査）法科大学院加算プログラム評価結果		
	2021年度（2020年度調査）法科大学院加算プログラム評価結果		
	2022年度（2021年度調査）法科大学院加算プログラム評価結果		
	2023年度（2022年度調査）法科大学院加算プログラム評価結果		
	2024年度（2023年度調査）法科大学院加算プログラム評価結果		
	2025年度（2024年度調査）法科大学院加算プログラム評価結果		
	第11回法務専攻会議（2020. 11. 10）議事概要（非公表）	協議事項2_加算プログラム報告書審議 非公表	
	第29回法務専攻会議（2021. 10. 05）議事概要（非公表）	協議事項3_加算プログラム報告書審議 非公表	
	第51回法務専攻会議（2022. 10. 04）議事概要（非公表）	協議事項3_加算プログラム報告書審議 非公表	
	第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項11_加算プログラム報告書審議 非公表	
	第94回法務専攻会議（2024. 12. 03）議事概要（非公表）	報告事項2_加算プログラム報告書報告 非公表	
	第18回法務専攻会議（2021. 04. 06）議事概要（非公表）	協議事項4_司法試験結果分析 非公表	

	第33回法務専攻会議（2021. 12. 21）議事概要（非公表）	協議事項3_司法試験結果分析 非公表	
	第57回法務専攻会議（2023. 01. 10）議事概要（非公表）	報告事項6_司法試験成績について 非公表	
	第82回法務専攻会議（2024. 02. 14）議事概要（非公表）	協議事項3_令和5年司法試験結果の検討について 非公表	
	第99回法務専攻会議（2025. 03. 11）議事概要（非公表）	協議事項14_令和6年司法試験結果の検討について 非公表	
[分析項目2-2-3] 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	・自己点検・評価の結果に関する報告書		
	2020年度自己点検・評価の結果に関する報告書	特に第2-5, 7章	再掲
	2021年度自己点検・評価の結果に関する報告書	主に領域2	再掲
	2022年度自己点検・評価の結果に関する報告書	主に領域2	再掲
	2023年度自己点検・評価の結果に関する報告書	主に領域2	再掲
	第2回（2020年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	
	第3回（2021年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	
	第4回（2022年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	
	第5回（2023年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	
	第6回（2024年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	
	第15回法務専攻会議（2021. 02. 16）議事概要（非公表）	報告事項2④_共通到達度確認試験結果確認 非公表	
	第36回法務専攻会議（2022. 02. 15）議事概要（非公表）	協議事項15_共通到達度確認試験結果確認 非公表	
	第59回法務専攻会議（2023. 02. 14）議事概要（非公表）	協議事項10_共通到達度確認試験の試験結果について 非公表	

	第82回法務専攻会議（2024. 02. 14）議事概要（非公表）	協議事項10_共通到達度確認試験の試験結果について 非公表	再掲
	第97回法務専攻（2025. 02. 12）議事概要（非公表）	協議事項4_共通到達度確認試験の試験結果について 非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
分析項目2-2-2、2-2-3において「具体的かつ客観的な指標・数値」を用いた自己点検・評価が求められている趣旨を踏まえ、本専攻では「入学者数」「入学試験倍率」「共通到達度確認試験成績」「原級留置率」「標準修業年限内修了率」「退学率」「司法試験合格率」などの数値をもって毎年度自己点検・評価を行うこととしている。一方で、それにより発見された問題に具体的に対応する必要が生じた場合や、施設等の面で改善が必要な場合が生じることから、「その他法務専攻の運営及び教育課程の改善のため必要な事項」という項目のもと機動的に自己点検・評価を行うこととしている。前記の通り、それらは最終的に法務専攻会議で審議・報告されることになる。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻が定める自己点検・評価項目に関する申し合わせ		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
法科大学院における自己点検・評価の本質は、法科大学院全体の教育課程等を改善し司法試験合格率等各種指標の向上を目指すことにある。小規模法科大学院である本専攻においてそれは、学生1人1人に目を向けたきめ細やかな教育活動を行い、学生1人1人の能力向上に寄り添うことによって実現される。その実現のために重要なのは、教育活動改善の契機となる資料・情報の収集である。 本専攻は、少人数教育の特徴を生かし、学生1人1人の状況を把握して、個々の学生に応じた適切な指導をすることを目指している。学生1人に対して教員2～3名を「担任」として学習面に限らず生活面等学生生活全般の指導をするアドバイス教員制度（基準5-2【優れた成果が確認できる取組】参照）を軸に、そこで得られた各学生の状況はFD研修会（分析項目2-5-3参照）に持ち寄られ、同研修会では時に個々の学生の履修状況や受講態度等を確認し、当人の置かれた状況等も踏まえてどのように教育を施すべきか議論が行われる（言うまでもないが、教員は法令上の守秘義務等を厳守している）。 それと同時に、本専攻において自己点検・評価項目として定められている（分析項目2-2-1）司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等については、教務委員会が主体となり、資料やデータ等の情報について、調査及び収集を行っている。それらの客観的指標となるデータは最終的な責任主体である法務専攻会議にも供される（分析項目2-2-2、2-2-3）。 このように、本学では客観的な数値として示される指標だけでなく、学生の意欲や悩み	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）	各指標の確認・分析について、 No. 41, 46, 47, 57, 59, 62, 74, 75, 79, 93, 95, 96, 110, 111, 113 入学前学習会について、 No. 2, 7, 13, 36 未修者チューターについて、No. 2, 13	再掲
	2020年度自己点検・評価の結果に関する報告書	2020年度以前の取り組みについて、 アドバイス教員制度をはじめとした学修支援に関し第7章参照。	再掲

といった数値として表れない指標をも加味して日々の学生指導を行うとともに、FD研修会等を通じてそれらは日常の教育にもフィードバックされている。これらはすべて責任主体である法務専攻会議の決定を受け組織的に行われる。 これらの分析は法学未修者については特に綿密に行われる。本学法学類から入学する者については、本専攻の教員が法学類で担当した授業（例えば、総合法学演習）での受講態度や成績等も加味して、指導している。本学の取り組みは着実に実を結びつつあるが、特に法学未修者については明確な成果を上げ始めていると思われる。入学前学習会の実施（分析項目3-4-9参照）、未修者チューターの活用（分析項目5-2-1参照）等、毎年工夫を重ねてきた法学未修者に対する教育は一定の成果を上げていると言える。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻が定める自己点検・評価項目に関する申し合わせ		再掲
	第2回（2020年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	再掲
	第3回（2021年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	再掲
	第4回（2022年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	再掲
	第5回（2023年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	再掲
	第6回（2024年度）共通到達度確認試験結果（非公表）	非公表	再掲
	2-3-1_司法試験の合格状況		
【改善を要する事項】			
基準 2－3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2－3－1] 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	・司法試験の合格状況（別紙様式 2－3－1）		
	2-3-1_司法試験の合格状況		再掲
	・当該法科大学院が司法試験の合格率に関して設定している数値目標に関する資料（非公表のものも含む）		
	司法試験合格率目標設定		
[分析項目 2－3－2] 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	・修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料		
	修了生の進路		
[分析項目 2－3－3] 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	・修了時の学生や修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取（アンケート調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2020年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	
	2021年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	
	2022年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	
	2023年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	
	2024年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-3-1】 2018～2020年度の3年度にわたり、司法試験合格率が全国平均の2分の1を下回った。この結果を踏まえ、本専攻の教育全般を見直した結果（具体的な取り組みは以下に挙げたもののほか、別紙様式2-2-1も参照）、未修者教育をさらに充実させることとし、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の新設などの対応を行った（基準2-4「優れた成果が確認できる取組」等参照）ほか、金沢弁護士会法科大学院支援委員会とも緊密に連携し、FD活動を強化する（基準2-5「優れた成果が確認できる取組」参照）などした。これらの措置を積極的に講じたことにより、2021年度は再び全国平均の2分の1を上回る22.22%となった。今後も改善していくことが見込まれるが、今後再び司法試験合格率が全国平均の2分の1を下回ることがないよう、支援委員会との連携やFD活動、アドバイス教員面談など様々な仕組みを通じて学生の能力向上を図っていく必要があるとの共通認識のもと日々の教育活動に取り組んでいる。 2018～2020年度は司法試験合格率が全国平均の2分の1を下回っていたが、未修者教育を充実させる積極策（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の新設、金沢弁護士会法科大学院支援委員会による未修者チューター）を講じる等した結果、2021年度、2023年度、2024年度は、全国平均の2分の1を上回っている。特に2024年度には、社会人出身で未修者コースの学生が在学中受験により司法試験に合格した。 本学法学類との連携も強化し、2024年度には北陸三県の弁護士等が担当する法学類の「法曹実務」科目を法学類・総合法学コースの選択必修科目とし、2025年度からは本専攻専任教員が担当する法学類2年生向けの「リーガルライティング」科目を新設する予定である。その他、法学類出身の本専攻在学生との交流会の場をもうける等、法学類法曹養成プログラム学生が早くから司法試験を目指した学修に取り組めるように教育活動を展開している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
少人数の法科大学院であるため、1人1人の可否が「率」に大きな影響を与えている。そのため、年度により大きなばらつきがあり、既修者については年度によっては高い合格率となることもある。	2-3-1_司法試験の合格状況		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【分析項目2-3-1】 司法試験合格率向上のためには、修了生に対するケアを手厚くすることが重要であるとの問題意識のもと、本専攻ではアドバイス教員制度（在学生については基準5-2【優れた成果が確認できる取組】も参照）を修了生に対しても実施している。これは、修了後司法試験合格（または進路変更）に至るまで継続され、状況を確認するとともに、相談にも対応している。 また、本専攻は、小規模の法科大学院であり、修了生がSA（Student Advisor。分析項目5-2-1参照）担当として登学した折などを利用して、個別の教員と接することも少なくなく、各教員がそれぞれに状況を把握したり、指導したりすることも可能である。 さらに、2023年度・2024年度の司法試験成績（合格率）は、本専攻が目標として定める「合格率全国平均の2分の1」を達成した。今後もこの成績を継続できるようさらに教育課程の改善及び学生支援に努めていく。	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）	修了生へのアドバイス教員制度拡充について、No. 35	再掲
	アドバイス教員一覧（非公表）	非公表	
	2023年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2023年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2024年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2024年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	アドバイス教員要領		
	2-3-1_司法試験の合格状況		再掲
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲

【分析項目2-3-2, 2-3-3】 本専攻の目的は、地域に発生する法律問題を適切に解決することができる人材を養成することである。その目的に沿う形で、本専攻の修了生は、地元北陸地方ばかりでなく全国で活躍している。 修了生に対しては進路把握などの趣旨で毎年度アンケートを実施しており、そこで示された意見は委員会等での検討を経て必要に応じて現役生に対する教育方法の改善にも活用されている。	修了生の進路		再掲
	2019年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	
	2020年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	再掲
	2021年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	再掲
	2022年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	再掲
	2023年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	再掲
	2024年度実施修了生アンケート（非公表）	非公表	再掲
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲
【改善を要する事項】			
基準 2－4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 2－4－1】 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること	・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2－2－1）		
	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
本専攻では、法務専攻会議が最終的な責任主体として自己点検・評価を行うにあたり基礎となる資料を様々な方法を通じて収集している。学内のものとして、法務専攻会議やFD研修会の場を通じた学生の受講状況、修得状況、定期試験の成績等の共有があり、随時の検討により教育方法を見直すとともに、カリキュラム改正にもつなげている。学外者が加わるものとして、教育課程連携協議会（分析項目2-1-2参照）のほか、北陸三県の弁護士による授業参観および意見交換会、千葉大学教員との合同FD研修会、筑波大学教員との合同FD研修会、一橋大学法科大学院教員との合同FD研修会（2023年まで）、本学法学類との合同FD研修会があり、問題点をより客観的に分析したり、教育方法やカリキュラムの見直しのアドバイスを得たりしている（FD研修会等については分析項目2-5-3特記事項②の根拠資料を参照されたい）。 また、2020年度には外部評価を受審し、他大学との連携による多様な科目の開講、実習科目の充実、弁護士による授業参観ならびに意見交換会、アドバイス教員制度及び経済的支援制度について高い評価を受けた。同時に定員充足率が芳しくないとの意見も受けたが、それについては別紙様式2-2-1に記載した取り組みを進めている（分析項目4-3-2も参照のこと）。 これら一連の自己点検・評価作業により、責任主体である法務専攻会議が決定しこれまで実施されてきた取組は別紙様式2-2-1に示しているが、一定の成果を収めたものと評価できる代表的なものとしては以下のものが挙げられる。	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）	カリキュラム改定に関連するものとして、No. 40, 67-69, 77, 78, 85 定員充足率改善の取り組みとして、No. 6, 7, 14, 26, 32, 36, 61, 66, 80, 83, 90, 103	再掲	
	2020年度金沢大学法科大学院外部評価報告書			
	2022年度認証評価報告書			再掲
	① 2019年度から、標準コース1年次の学生向けに「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を、法律基本科目群の1つとし、選択科目として開始した（自由選択科目6単位以上の修得に含められる。法学研究科法務専攻教務関係細則第8条）。これは、標準コース入学者、とりわけ社会人及び他学部出身者の法学未修者が法科大学院の授業にスムーズに入り、さらに、各法の特性に応じた文献や判例等の読み方・文章の書き方を早期に修得させることを目的とする。各法担当教員がオムニバス形式で担当し、判例の読み方等を時間をかけて教示し、レポート課題を課すことで、文書の作成にも慣れるよう工夫している。また、2023年度からは法学入門の内容を含むこととし、各法の授業で前提とされがちな法解釈一般の基礎について確実に理解させる内容に変更した。	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）	No. 2, 13, 50, 51	再掲
2019年度は初年度ということもあり必ずしも成果を収めることができなかったが、翌年度以降内容面の検討を加え成果が少しずつ現れてきている。すなわち、2020年度基礎演習Ⅰ・Ⅱの両方を受講した者は6名で、そのうち4名が当該年度に2年次への進級を果たしている（その他1名が、本専攻の短縮コースを受け直して合格している）。2021年度基礎演習Ⅰ・Ⅱの両方を受講した者は2名で、2名とも当該年度に2年次に進級している。このように、本専攻1年次生全体でみた場合には、過年度入学者が経済的理由等で休学を続けるケースが少なくないため進級率は必ずしも芳しくないが、近時の入学者である基礎演習受講者の進級率はそれと比すれば良好と言え、同科目が本専攻学生の能力の底上げに寄与している要因の1つであると評価できる。また、基礎演習は選択科目ながら1年生のほとんどが入学初年度に履修している（基礎演習Ⅰについて、2020年度は新規1年生7名全員、2021年度は3名全員、2022年度は10人中9人、2023年度は6人中5人、2024年度は6人中5人）。このことは、未修者チューター（分析項目5-2-1参照）など他の未修者支援制度と相俟って近い将来に標準修業年限内修了率の改善、さらにはその先の司法試験合格率の向上という成果をもたらすものと思われる。もちろん、基礎演習の内容のブラッシュアップ等、同科目については今後も詳細な分析を行っていく。	2020年度自己点検・評価の結果に関する報告書	導入の経緯等19頁以下参照	再掲	
	1-2-1-2_開設授業科目一覧			再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」1-4頁		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」1-4頁		再掲
	基礎演習受講者の進級状況			

② 2020年度教育課程連携協議会において、学生が司法試験選択科目の選択を自己の関心に応じて行えるよう、司法試験選択科目にまつわる科目をすべて4単位分開講するよう求める意見があった。これについては、2022年度から、四大学連携協定に基づいて単位互換科目の提供を受けることで実現している。 司法試験選択科目の履修状況として、2024年度には、前期に筑波大学からの提供科目である「環境法」を4名が、後期には筑波大学からの提供科目である「経済法実務」を2名、「国際私法演習」を1名が受講した。また、2024年司法試験合格者4名は司法試験選択科目としてそれぞれ異なる科目を選んでいた。学生間でも、幅広い選択肢に目を向ける傾向が広がりがつつある。	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）	No. 11, 107	再掲
	2020年度金沢大学法科大学院教育課程連携協議会議事概要		
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	2024年度受講者名簿（非公表）		

【改善を要する事項】

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-5-1] 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）		
	2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・教員の任用や昇任等における職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準（非公表のものを含む。）		
	人社採用選考内規（非公表）	非公表	
	人社昇任選考内規（非公表）	非公表	
	法学系教員選考内規（非公表）	非公表	
	法学研究科教員採用選考内規（非公表）	非公表	
	法学研究科教員昇任選考内規（非公表）	非公表	
	法学研究科法務専攻教員選考内規（非公表）	非公表	
	法学研究科法務専攻における兼担・兼任教員の人事に関する申し合わせ	非公表	
	法学研究科法務専攻における実務家教員の人事に関する申し合わせ	非公表	
	法学系における昇任・採用の基本的考え方	非公表	
	・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料（評価に用いる資料の様式等）		
	教員採用様式_採用発議書（非公表）	非公表	
	教員採用様式_理由書（非公表）	非公表	
	教員採用様式_公募要項（和文）（非公表）	非公表	

教員採用様式_公募要項（英文）（非公表）	非公表	
教員採用様式_候補者申請書（非公表）	非公表	
教員採用様式_履歴書（非公表）	非公表	
教員採用様式_研究業績一覧（非公表）	非公表	
教員採用様式_外部資金の獲得状況・社会貢献（非公表）	非公表	
教員採用様式_教育実績（非公表）	非公表	
教員採用様式_応募者一覧（非公表）	非公表	
教員採用様式_選考報告書の添書（非公表）	非公表	
教員採用様式_審査報告書（非公表）	非公表	
教員昇任様式_昇任発議書（非公表）	非公表	
教員昇任様式_候補者申請書（非公表）	非公表	
教員昇任様式_履歴書（非公表）	非公表	
教員昇任様式_研究業績一覧（非公表）	非公表	
教員昇任様式_外部資金の獲得状況・社会貢献等（非公表）	非公表	
教員昇任様式_教育実績（非公表）	非公表	
教員昇任様式_ピアレビュー評価報告書（非公表）	非公表	
教員昇任様式_ピアレビュー評価報告書記載例（非公表）	非公表	
教員昇任様式_選考報告書の添書（非公表）	非公表	
国立大学法人金沢大学人間社会研究域教員採用選考内規（非公表）	非公表	
国立大学法人金沢大学教員の任期に関する規程（非公表）	非公表	
法学系採用人事マニュアル（非公表）	非公表	
金沢大学大学院法学研究科法務専攻教員選考内規（非公表）	非公表	
国立大学法人金沢大学人間社会研究域教員選考細則（非公表）	非公表	
国立大学法人金沢大学「金沢大学テニユア・トラック制度」に関する規程（非公表）	非公表	
国立大学法人金沢大学人間社会研究域テニユア・トラック制度に関する内規（非公表）	非公表	

	教員昇任様式_審査報告書（非公表）	非公表	
[分析項目 2-5-2] 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること	・教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙様式 2-5-2）		
	2-5-2_教員評価の実施状況（直近3回程度）		
	・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価に関する規程		
	教員評価大綱（非公表）	非公表	
	教員評価規程（非公表）	非公表	
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教育活動・能力評価細則		
	国立大学法人金沢大学教員評価実施要項（非公表）	非公表	
	・教員評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、評価結果の報告書等）		
	国立大学法人金沢大学教員評価実施要項（非公表）	非公表	再掲
	国立大学法人金沢大学教員評価結果の基本給等の改定への反映に関する規程（非公表）	非公表	
	国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程（非公表）	非公表	
	国立大学法人金沢大学教員評価結果の第3の年俸制適用教員の基本給等の改定への反映に関する規程（非公表）	非公表	
	国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の業績評価に関する規程（非公表）	非公表	
[分析項目 2-5-3] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-3）		
	2-5-3_FDの実施内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目 2-5-4] 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を把握できる資料		
	2022年度補助教員説明会		
	補助教員（学習支援者）向け研修資料		
	法科大学院図書室（法学研究科図書室）司書の業務について		
	2023年度法科大学院司書との業務打ち合わせ（概要）		
	2023年度SA研修会資料		
	2024年度SA研修会資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【分析項目2-5-1】 教員の任用及び昇任においては、上記根拠資料のとおり本学では明確な手続きを定めて実行している。具体的には、任用の場合には法務専攻会議から4名の委員を選出するほか、法務専攻長の依頼に基づき法学系会議からも1名の委員が選出される。昇任の場合は法務専攻会議から3名の委員が選出されるほか、学外のピア・レビュー2名が業績の審査を行う。それに基づき法務専攻会議で審議され、その議決内容は人間社会系教育研究会議代議員会の審議の際にも尊重されている。その後、教員人事会議の議を経て学長が任用・昇任を決定する。 教員の任用に当たっては、原則として5年の教育経験（研究者教員の場合）または5年の実務経験（実務家教員の場合）を要求し、高度な教育内容を確保している。兼任・兼任教員についても同様である。専任教員の採用の際には必ず30分程度の模擬講義を実施し、その内容・レベルを判断・評価している（2018年度採用の教員1名については、過去に本専攻の専任教員であったことから模擬講義を省略している）。採用の際の発議書には必ず担当科目を記載することになっており、選考委員会は、採用候補者を、当該授業科目を担当する知識・能力・実績があるかという観点から判断している。	人事採用選考内規（非公表）	非公表	再掲
	人事昇任選考内規（非公表）	非公表	再掲
	法学系教員選考内規（非公表）	非公表	再掲
	法学研究科教員採用選考内規（非公表）	非公表	再掲
	法学研究科教員昇任選考内規（非公表）	非公表	再掲
	法学系採用人事マニュアル（非公表）	非公表	再掲
	法学系における昇任・採用の基本的考え方	非公表	再掲
	法学研究科法務専攻における兼任・兼任教員の人事に関する申し合わせ	非公表	再掲
	法学研究科法務専攻における実務家教員の人事に関する申し合わせ	非公表	再掲
【分析項目2-5-2】 本専攻では、任用・昇任時以外に教員の教育能力を確認する手段としては、全学が実施する教員評価に加え、学生によるアンケート、専任教員による授業参観ならびに弁護士による授業参観を用いている。特に学生によるアンケートについては、中間アンケートで寄せられた意見に対して講義中に学生に対し回答すること、期末アンケートで寄せられた意見に対して所感を提出することを求めている。授業改善のための具体的施策の1つとして優れた取組であるといえる。 2024年度からは、法科大学院支援委員会に対し、前・後期にそれぞれ数人の若手弁護士（法科大学院を経て弁護士になった者）にそれぞれ数科目の授業参観をしてもらい、報告書を提出してもらうよう依頼を行い、実務家の観点からの指摘を受けられるようになった。科目については弁護士間、また年度間で調整し、数年に一度はすべての科目について弁護士による授業参観を受けられる予定である。上記所感には、期末アンケート結果のみならず、教員および弁護士による授業参観で指摘された事項への所感も記載されており、これを共有してFD研修会の資料とすることで、すべての教員が指摘に対する各教員の対応を確認することができる体制となっており、専攻全体として教育能力の改善や授業の改善を図る優れた取り組みであるといえる。	法学研究科教員選考内規（非公表）	非公表	再掲
	【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
	■ 当該基準を満たす		
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	【優れた成果が確認できる取組】		
	2020年度前期中間アンケート（非公表）	非公表	
	2020年度前期末アンケート（非公表）	非公表	
	2020年度後期中間アンケート（非公表）	非公表	
	2020年度後期末アンケート（非公表）	非公表	
	2020年度後期末アンケート記述式（非公表）	非公表	
	2021年度前期中間アンケート（非公表）	非公表	
	2021年度前期末アンケート集計（非公表）	非公表	
	2021年度後期中間アンケート（非公表）	非公表	
	2021年度後期末アンケート集計（非公表）	非公表	
	2022年度前期中間アンケート（非公表）	非公表	

2022年度前期期末アンケート集計（非公表）	非公表	
2022年度後期中間アンケート（非公表）	非公表	
2022年度後期期末アンケート集計（非公表）	非公表	
2023年度前期中間アンケート（非公表）	非公表	
2023年度前期期末アンケート集計（非公表）	非公表	
2023年度後期中間アンケート（非公表）	非公表	
2023年度後期期末アンケート集計（非公表）	非公表	
2024年度前期中間アンケート（非公表）	非公表	
2024年度前期期末アンケート集計（非公表）	非公表	
2024年度後期中間アンケート（非公表）	非公表	
2024年度後期アンケート集計（非公表）	非公表	
2020年度後期中間アンケート検討結果回答（非公表）	非公表	
2021年度前期中間アンケート検討結果回答（非公表）	非公表	
2021年度後期中間アンケート検討結果回答（非公表）	非公表	
2022年度前期中間アンケート結果検討回答（非公表）	非公表	
2022年度後期中間アンケート結果検討回答（非公表）	非公表	
2023年度前期中間アンケート結果検討回答（非公表）	非公表	
2023年度後期中間アンケート結果検討回答（非公表）	非公表	
2024年度前期中間アンケート結果検討回答（非公表）	非公表	
2024年度後期中間アンケート結果検討回答（非公表）	非公表	
2024年度前期中間アンケート結果について（弁護士報告）（非公表）	非公表	
2024年度後期中間アンケート結果について（弁護士報告）（非公表）	非公表	
2020年度前期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2020年度後期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2021年度前期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2021年度後期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2022年度前期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2022年度後期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2023年度前期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2023年度後期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	

2024年度前期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2024年度後期期末アンケートに対する教員の所感（非公表）	非公表	
2022年度前期授業参観依頼（教員向け）	非公表	
2022年度後期授業参観依頼（教員向け）	非公表	
2023年度前期授業参観依頼（教員向け）		
2023年度後期授業参観依頼（教員向け）		
2024年度前期授業参観依頼（教員向け）		
2024年度後期授業参観依頼（教員向け）		
2020年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2020年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2021年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2021年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2022年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2022年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2023年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2023年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2024年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2024年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	
2024年度前期授業参観報告書（弁護士統合版）（非公表）	非公表	
2024年度後期授業参観報告書（弁護士統合版）（非公表）	非公表	

【分析項目2-5-3】 本専攻においてFD活動は自己点検・評価の契機となりうると同時に、個々の教員の能力向上を図るものでもある。本専攻では、学生の受講状況、修得状況、定期試験の成績等を法務専攻会議やFD研修会の場を通じて共有し、随時検討し、カリキュラム改正等本専攻の制度変更による教育の改善を図ると同時に、個々の教員が本専攻の授業を振り返り能力を向上させるきっかけとしている。また、北陸三県の弁護士による授業参観および意見交換会、千葉大学教員との合同FD研修会、筑波大学教員との合同FD研修会、一橋大学法科大学院教員との合同FD研修会（2023年まで）、本学法学類との合同FD研修会も実施し、問題点をより客観的に分析したり、教育方法やカリキュラムの見直しのアドバイスを得たりしている。さらに、教員は毎期2つ以上の授業を参観することが義務付けられ、他教員の講義と自らの講義を相対化することにより、自らを研鑽している。これらの各種研修会や学生アンケート等によって得られた基礎資料を基に、学生支援・FD委員会や教務委員会など関連する委員会による検討を経て、最終的な責任主体である法務専攻会議で決定された事項が日々の教育活動において実践されるという体制を整備している（学生アンケート及び授業参観についての根拠資料は上欄に列挙している）。具体的な措置については別紙様式2-2-1を参照されたい。 さらに本専攻の特色として、金沢弁護士会の協力の下、法曹実務経験がない研究者教員が着任した際に1週間の実務研修を実施している。これにより、研究者教員が法曹実務において必要とされる能力を実感することができ、今後の授業の内容等に反映させている。	2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）		再掲
	2020年度筑波大学合同FD（非公表）	非公表	
	2020年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	
	2021年度一橋大学合同FD（非公表）	非公表	
	2021年度筑波大学合同FD（非公表）	非公表	
	2021年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	
	2022年度一橋大学合同FD（非公表）	非公表	
	2022年度筑波大学合同FD（非公表）	非公表	
	2022年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	
	2023年度筑波大学合同FD（非公表）	非公表	
	2023年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	
	2024年度筑波大学合同FD（非公表）	非公表	
	2024年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	
	2020年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2020年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2021年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2021年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2022年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2022年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2023年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2023年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2023年度前期授業参観案内（弁護士向け）		
	2023年度後期授業参観案内（弁護士向け）		
	2024年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2024年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	
	2024年度前期授業参観案内（弁護士向け）		
	2024年度後期授業参観案内（弁護士向け）		
	2020年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2020年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2021年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	

	2021年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2022年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2022年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2023年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2023年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2024年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	2024年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教員実務研修に関する要項	非公表	
	教員実務研修一覧		
	2023年度着任教員の実務研修報告書		
2022年度認証評価報告書	1頁	再掲	
【改善を要する事項】			
基準 2－6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 2－6－1〕 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること	・ 法曹養成連携協定の協定書		
	金沢大学大学院法務研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定		
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の一部を変更することに係る覚書		
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の変更協定		
	・ 締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項の対応状況が確認できる資料		
	2023年度法曹養成プログラム実施状況		
	2024年度法曹養成プログラム実施状況		
	法曹養成プログラム相談窓口		
	法曹養成プログラム説明会案内（2023年06月）		
	法曹養成プログラム説明会案内（2023年10月）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2023年04月・法学類オリエンテーション時）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2023年06月）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2023年10月）		

	法曹養成プログラム説明会資料（2024年04月・法学類オリエンテーション時）		
	金沢大学法学研究科・法学類連携会議運営細則		
	2023年度法科大学院・法曹に関する法学類生アンケート集計結果（2023年10月実施）		
	2023年06月30日法学類生向け講演会案内		
	2023年12月13日法学類生向け講演会案内		
	2023年06月27日法学類生向けカリキュラム説明会資料		
	2023年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2023. 07. 18）議事概要（非公表）	非公表	
	2023年度第2回法学研究科・法学類連携会議（2023. 10. 25）議事概要（非公表）	非公表	
	2023年度第3回法学研究科・法学類連携会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	非公表	
	2024年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2024. 00. 00）議事概要（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
法曹養成連携協定に関する事項は法令に基づき適切に実施している。本専攻では特に法学類と合同のFDを行うなど、学士課程と法科大学院の学修の接続およびより教育効果の高い授業実施のやり方の模索といった、授業改善の方策を常に検討している。	2023年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2023. 07. 18）議事概要（非公表）		再掲
	2023年度第2回法学研究科・法学類連携会議（2023. 10. 25）議事概要（非公表）		再掲
	2023年度第3回法学研究科・法学類連携会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）		再掲
	2024年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2024. 00. 00）議事概要（非公表）		再掲
	2021年5月合同FD研修会通知文		
	2022年12月20日法学研究科・法学類合同FD研修会議事録		
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 教育課程及び教育方法

 : 「該当なし」

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・学位授与方針 金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
本専攻では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをまとめて表示することにより、志願から入学、履修を経て修了に至るまでを一度にイメージしやすいようにしている。ディプロマ・ポリシーは、本専攻の教育目標として掲げた3つの内容に沿ったものとして定められており、本専攻の修了生を受け入れることになる社会一般にとってわかりやすい内容となっている。	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
上記の通り、3つのポリシーをまとめて表示することにより、学生にとって本専攻での学修全体をイメージすることができ、現在の学生に限らずこれから本専攻の学生になることを考えている者や広く社会一般に対してわかりやすい情報発信となっている。	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【改善を要する事項】			

基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-2-1] ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること	・教育課程方針		
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
[分析項目 3-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程方針		
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
	・学位授与方針		
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
本専攻において教育課程方針は、アドミッション・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーとともに定められているほか、学年ごとに学生に求める能力及びその評価方法を分けて記述しており、学生あるいは学生になろうとする者にとっても、一般社会にとってもわかりやすい記述となっている。	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
上記の通り、3つのポリシーをまとめて表示することは、学生にとって本専攻での学修全体をイメージすることができ、現在の学生に限らずこれから本専攻の学生になることを考えている者や広く社会一般に対してわかりやすく情報発信している。	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【改善を要する事項】			

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-3-1] 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること	・課程の修了要件に関する規程		
	金沢大学大学院法学研究科規程	第27条	
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第8条	
	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	別表	再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
[分析項目 3-3-2] 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	別表	再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
	・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等		
	新カリキュラム構成図		
	カリキュラムマップ		
	・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）		
	金沢大学版到達目標（憲法）		
	金沢大学版到達目標（行政法）		
	金沢大学版到達目標（民法）		
	金沢大学版到達目標（商法）		
	金沢大学版到達目標（民事訴訟法）		
	金沢大学版到達目標（刑法）		
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟法）		
	金沢大学版到達目標（民事訴訟実務の基礎）		
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟実務の基礎）		
	金沢大学版到達目標（法曹倫理）		
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲

[分析項目3-3-3] 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	別表	再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
	・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等		
	2024年度金沢大学法科大学院案内	4頁「カリキュラムの構成」	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院案内	4頁「カリキュラムの構成」	再掲
	カリキュラムマップ		再掲
[分析項目3-3-4] 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること	・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	別表	再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	101-123頁	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	125-179頁	再掲
	金沢大学，九州大学，千葉大学，筑波大学の四大学連携協定書		
	2023年度4大学連携教育計画		
	2024年度4大学連携教育計画		
	4大学単位互換協定に基づく単位履修について（学生向け揭示）		
[分析項目3-3-5] 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること	・法科大学院の目的又は養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていることを示す資料（説明又は図示）		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	20-27頁	
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	19-27頁	
	【金沢大学大学院】司法試験の在学中受験の導入等に伴うカリキュラムに関する調査		
[分析項目3-3-6] 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること	・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）		
	金沢大学版到達目標（憲法）		再掲
	金沢大学版到達目標（行政法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民法）		再掲
	金沢大学版到達目標（商法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟実務の基礎）		再掲

【分析項目 3-3-7】 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること	金沢大学版到達目標（刑事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（法曹倫理）		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
	・段階的かつ体系的な教育の実施を学生に示している資料（履修案内等）		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	26頁「在学中受験について」 27頁「履修モデル」	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	25頁「在学中受験について」 27頁「履修モデル」	再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【分析項目3-3-1】 未修者特例の増加単位を利用して1年次配当の憲法・商法・刑法Ⅰ・刑法Ⅱを2単位ずつ増加させて基本科目における未修者教育の充実を図り、2年次配当の行政法・刑事訴訟法についても、基本科目の確実な理解を目的として各2単位を増加させ、基本科目についてはすべて4単位以上を提供している。	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	新カリキュラム構成図		再掲
	カリキュラムマップ		再掲
【分析項目3-3-2】 憲法・民法・刑法・商法については、1年次に基礎科目、2～3年次に応用科目を配置し、行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法については2年次前期に基礎科目、後期に応用科目を配置、さらに総仕上げとして3年次後期に公法・民事法・刑事法の総合演習科目を配置し、基礎から応用へ、理論から実務へという段階的履修を確保している。 上記のことは、カリキュラム・ポリシーにおいて明示され、シラバス作成の際にもシラバス入稿要領においてカリキュラム・ポリシーへの意識づけを行い、各科目がこれらの位置づけに相応しい授業内容となるよう促している。	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	新カリキュラム構成図		再掲
	カリキュラムマップ		再掲
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
	シラバス入稿要領		
在学中受験のための早期履修カリキュラムにおいても、基礎科目→応用科目、応用科目の中でも演習→総合演習の順序を確保している。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	26頁「在学中受験について」	再掲

未修者のために1年次に「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、各法の特性に応じた判例の読み方や論文式答案の書き方の基礎等を修得させている。2024年度は入学直後の基礎演習Ⅰで法学入門を取り扱うこととし、未修者にすべての法に共通する基本概念を確実に教授している。	2023年度法務専攻シラバス集	1-4頁「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	25頁「在学中受験について」	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	1-4頁「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」	再掲
【分析項目3-3-3】 実務基礎科目については、1年次に法律基本科目の各分野を十分に理解したと認められた学生に対し、2年次前期にエクスターンシップ、2年次後期に民事訴訟実務の基礎・法曹倫理、3年次前期に刑事訴訟実務の基礎、3年次後期にクリニック・模擬裁判と、理論的教育を踏まえて実務的教育が段階的に進められるよう工夫している。 基礎法学・隣接科目は、基礎法、外国法、公共政策などについて学生の履修進度やそれに伴う興味関心に対応するため、1年次からの配当としている。 展開・先端科目は、法律基本科目を修得した学生が応用的・先端的な法領域について理解するため、2年次以降に配置している。 【分析項目3-3-4】 司法試験選択科目のうち、倒産法・労働法・国際関係法（私法系）については本専攻のみで4単位分の講義を提供しているが、その他の科目については、四大学連携協定において科目を提供しあうことで4単位を確保できるような体制を整えた。これにより、すべての司法試験選択科目について、4単位の提供が可能となっている。 司法試験選択科目についても、段階的履修が望ましいものについてはそれをわかりやすく学生に示している。	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	新カリキュラム構成図		再掲
	カリキュラムマップ		再掲
	2024年度金沢大学法科大学院案内	4頁「カリキュラムの構成」	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院案内	4頁「カリキュラムの構成」	再掲
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	2023年度4大学連携教育計画		再掲
	2024年度4大学連携教育計画		再掲
	4大学単位互換協定に基づく単位履修について（学生向け掲示）		再掲
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲

【分析項目3-3-5】 「地域に根差した法曹教育」という基本理念を実現するため、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群において特定の分野に偏ることなく多様な授業科目を配置し、地域社会においてあらゆる法的問題に対処することのできる幅広い学識の涵養を図っている。 基礎法学・隣接科目には、教育目標である「紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成」に適合するよう、紛争予防の観点から行政過程における政策策定や条例制定に参画する法律家の養成を想定し、「政治学」「危機管理・復興法制」「選挙管理法制」「政策法務」などの科目を配置している。 展開・先端科目群は、法律基本科目を修得した学生が応用的・先端的な法領域について理解するため2年次以降に配置され、「紛争とその法的解決」「医事法」「法医学」など多様な科目を開設している。 専門知識を学ぶ科目は研究者教員が、実務との融合を図る科目は実務家教員が担当し、インターンシップや法律外国語研修などの実践科目も配置している。「現代法の諸問題」は千葉大学法科大学院との共同開講科目であり、両法科大学院の教員がそれぞれの専門とする現代的な問題を取り扱うことで、より多様な先進的授業を提供している。 実務基礎科目のクリニック・エクスターンシップについても、全員が履修できる体制を整えている。これらの履修により、地域の人や企業がもつ法的ニーズを体得することができる。 「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」は地域の弁護士によるオムニバス授業となっており、地域の法的問題に精通できる授業となっている。これは、本専攻の基本理念に即した人材養成に沿うものとして2022年度実施の認証評価において【優れた点】として高く評価されている。	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	20-27頁	再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	「現代法の諸問題」は139-140頁 「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」は131-134頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	20-27頁	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	「現代法の諸問題」は194-195頁 「紛争とその法的解決Ⅰ・Ⅱ」は187-191頁	再掲
	2024年度金沢大学法科大学院案内	4頁「カリキュラムの構成」	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院案内	4頁「カリキュラムの構成」	再掲
	2022年度認証評価報告書		再掲
【分析項目3-3-6】 本専攻では、各授業科目について、シラバスにおいて「授業目標」を設定し、その科目において何ができるようになるかを学生に明示している。その際、当該科目が基礎科目なのか応用科目なのか、どのような能力を身につけることを目的としているのか、どのような試験を用いてそれらの能力を評価するのかなどを具体的に示している。 「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）」をモデルに、「地域に根差した法曹教育」という本専攻の基本理念に沿った到達目標に◎、本専攻が独自に追加で設定する到達目標に☆、学生の自学自習に任せるものに△をつけた「金沢大学版到達目標」を作成し、法令改正や新規の裁判例等に対応するため、科目担当教員が毎年改訂している。「金沢大学版到達目標」は、当該法分野に関し修了までの間に身に付けておくべき「最終目標」であり、この内容を踏まえて、各科目が基礎科目、応用科目の別に応じ科目ごとの「授業目標」を設定してシラバスに明記している。 到達目標が設定されている授業科目のシラバスには、各回の授業内容と「金沢大学版到達目標」との対応関係を明示するとともに、当該科目において扱う内容と程度、修得すべき知識や能力を具体的に記載し、3年の課程を通じて「到達目標」に掲げる知識または能力を習得できるよう配慮している。	金沢大学版到達目標（憲法）		再掲
	金沢大学版到達目標（行政法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民法）		再掲
	金沢大学版到達目標（商法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（法曹倫理）		再掲

【分析項目3-3-7】 在学中受験のための早期履修プログラムについて、ハンドブックでその履修計画を提示し、段階的履修が確保されていることを示している。	シラバス入稿要領		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	5-36頁, 42-49頁, 55-59頁, 62-68頁	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	9-59頁, 70-74頁, 79-86頁	再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	26頁「在学中受験について」	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	25-26頁「在学中受験について」	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
本専攻では、県内の企業や地方自治体等とインターンシップに関する協定を締結し、組織内弁護士としての活動を体験する機会を与えており（一部は科目化している）、インハウスロイヤーの動機付けとしている。	2023年度法務専攻シラバス集	147-150頁「インターンシップ」	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	202-203頁「インターンシップ」	再掲
	株式会社PFUと金沢大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定書（非公表）	非公表	再掲
	株式会社PFUと金沢大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定書の変更に係る覚書（非公表）	非公表	再掲
	株式会社PFUと金沢大学大学院法学研究科との連携協力に関する協定書の変更に係る第2覚書（非公表）	非公表	再掲
	金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書（非公表）	非公表	再掲
	金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書の変更に係る覚書（非公表）	非公表	再掲
	北陸銀行とのインターンシップに関する申合せ（非公表）	非公表	再掲
	北陸銀行とのインターンシップに関する申合せの変更に係る覚書（非公表）	非公表	再掲
【改善を要する事項】			

基準 3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-4-1] 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・開設授業科目一覧（別紙様式 1-2-1-2）		
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	・シラバス		
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
[分析項目 3-4-2] 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること	・授業の方法に関する組織的に統一された方針が分かる資料（シラバスの記載方針やFD会議録等）		
	教務関係要領		
	シラバス入稿要領		再掲
	2020年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2020年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2021年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2021年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2022年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2022年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2023年度後期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2024年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2024年度後期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2020年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2020年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2021年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2021年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2022年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲

	2022年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2023年度後期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2024年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期授業参観報告書（弁護士統合版）（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期授業参観報告書（弁護士統合版）（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2024年度後期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2020年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2020年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2021年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2021年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2022年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2022年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	・ 論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることが分かる資料（シラバス等）		
	2023年度法務専攻シラバス集	62-72頁「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判（刑事）」「模擬裁判（民事）」	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	82-92頁「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判（刑事）」「模擬裁判（民事）」	再掲
[分析項目 3-4-3] 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること			

[分析項目 3-4-4] 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること	・開設授業科目一覧（別紙様式 1-2-1-2）		
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	・50人を超える授業科目の教育上の必要性和十分な教育効果が上げられるものとなっていることが把握できる資料（シラバス等に加え、補足説明を付すること）		
[分析項目 3-4-5] 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものとなっていること	・開設授業科目一覧（別紙様式 1-2-1-2）		
	1-2-1-2_開設授業科目一覧		再掲
	・学則又は大学院学則等		
	学則	第50条、第51条	
	大学院学則	第20条、第21条	
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
[分析項目 3-4-6] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が35週確保されていることが確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	2023年度法務専攻学年暦		
	2023年度法務専攻時間割	下欄「集中講義日程」参照	
	2023年度「国際取引法」講義日程（集中講義の例）		
	2024年度法務専攻学年暦		
	2024年度法務専攻時間割	下欄「集中講義日程」参照	
	2024年度「国際取引法」講義日程（集中講義の例）		
[分析項目 3-4-7] 各授業科目の授業期間が、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること	・授業科目を実施する期間を定めた学則又は大学院学則等の規程類		
	学則	第36条	再掲
	大学院学則	第5条	再掲
	2024年度法務専攻学年暦		再掲
	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	2023年度法務専攻学年暦		再掲
	2024年度法務専攻学年暦		再掲
[分析項目 3-4-8] 履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること	・CAP制に関する規程		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第3条	再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	23頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	22頁	再掲

[分析項目3-4-9] 早期卒業して入学する者、飛び入学、他の法科大学院からの転入学、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること	・多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導の実施体制及び実施内容が確認できる資料（法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画に関する資料、社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入等に関する資料等）		
	アドバイス教員要領		再掲
	2023年度前期在学生アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2023年度後期在学生アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2024年度前期在学生アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2024年度後期在学生アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2021-2024年度入学生用入学前学習会通知文		
	2025年度入学生用入学前学習会通知文		
	入学予定者の事前学習用指定図書一覧		
	金沢大学大学院法務研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定		再掲
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の一部を変更することに係る覚書		再掲
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の変更協定		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第4条第3項、第6項	再掲
	在学中の専攻授業科目の履修によらない単位認定に関する要項		
	2023年度法曹養成プログラム実施状況		再掲
	2024年度法曹養成プログラム実施状況		再掲
	法曹養成プログラム相談窓口		再掲
	法曹養成プログラム説明会案内（2023年06月）		再掲
	法曹養成プログラム説明会案内（2023年10月）		再掲
	法曹養成プログラム説明会資料（2023年04月・法学類オリエンテーション時）		再掲
	法曹養成プログラム説明会資料（2023年06月）		再掲
	法曹養成プログラム説明会資料（2023年10月）		再掲
	法曹養成プログラム説明会資料（2024年04月・法学類オリエンテーション時）		再掲
	金沢大学法学研究科・法学類連携会議運営細則		再掲
	2023年度法科大学院・法曹に関する法学類生アンケート集計結果（2023年10月実施）		再掲
	2023年06月30日法学類生向け講演会案内		再掲
	2023年12月13日法学類生向け講演会案内		再掲
	2023年06月27日法学類生向けカリキュラム説明会資料		再掲

	2025年2月14日法学類生向け講演会案内		
	2024年06月25日法学類生向けカリキュラム説明会資料		
	2023年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2023. 07. 18）議事概要（非公表）	非公表	再掲
	2023年度第2回法学研究科・法学類連携会議（2023. 10. 25）議事概要（非公表）	非公表	再掲
	2023年度第3回法学研究科・法学類連携会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	非公表	再掲
	2024年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2024. 06. 18）議事概要（非公表）	非公表	
	2024年度第2回法学研究科・法学類連携会議（2025. 03. 11）議事概要（非公表）	非公表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-4-7】 「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は1単位科目であるが、課題に取り組む時間を十分に確保すべき回の授業は、隔週で行うことで教育効果を確保している。また、金沢大学は全学的にはクォーター（4学期）制を採用しているため、本専攻においても、クォーター単位で開講しても教育効果が維持される科目についてクォーター単位で開講している（例：「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」「刑事政策」等、いずれも1単位）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【分析項目3-4-1】 定員が少人数であり、双方向的・多方向的、かつ1人1人の理解度を踏まえた密度の高い教育を行っている。 講義科目においてもソクラテス・メソッドを活用し、一人一人を指名して質疑応答していくことで双方向的の授業を確保するとともに各人の理解度を確認し、演習の授業においてはきめ細やかな教員の指導に加え、教員・学生間および学生同士の議論が行われることで双方向・多方向的の授業を実現している。 このような授業形態がとられるべきことが教務関係要領に記載され教員に周知されているほか、教員は他教員の授業を参観することを通じて自らの授業における授業形態の改善へとフィードバックしている。 四大学連携協定に基づく単位互換科目の一部で採用されているオンデマンド授業に関して、2022年度実施の認証評価において、教育効果の同等性が担保されていないとして【改善を要する点】とされた。対象となるのは「環境法」であり、本専攻の同科目履修者は、各回において、同時双方向（同時配信）型またはオンデマンド型で受講することができる。本専攻は、「環境法」提供校及び本専攻の同科目履修者を通じて、本専攻の同科目履修者がオンデマンド型で受講した場合には、授業担当教員に質問等を含めたメールを授業実施週の週末までに送信すること、授業担当教員はメールに示された質問等に対してコメントを付して1週間以内に返却すること、学生間の意見交換の機会がオンライン上の掲示板にて提供されていることにより、オンデマンド型の授業においても、対面・同時双方向授業との教育効果の同等性が十分に担保されていることを確認した。	教務関係要領		再掲
	2022年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2022年度後期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2023年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2023年度後期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2024年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2024年度後期授業参観依頼（教員向け）		再掲
	2020年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2020年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2021年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2021年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2022年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2022年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲

	2024年度前期授業参観報告書（弁護士統合版）（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期授業参観報告書（弁護士統合版）（非公表）	非公表	再掲
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲
	対応状況報告書（2023年6月作成）	1-2頁	
	対応状況報告書（2024年6月作成）	1-2頁	
	対応状況報告書（2025年6月作成）（非公表）	非公表	
2020年春からのコロナ禍におけるオンライン（ハイブリッド）授業においても、一貫してすべての授業で同時双方向の授業を確保し、上記のような授業方法を継続した。コロナ禍が収束傾向に向かってからは、大雪などの特段の事情がない限り、原則として対面で授業を行うこととしている。	2020年度第1回基本問題検討委員会（2020年04月09日）議事概要（非公表）	非公表	
	2020年度第2回基本問題検討委員会（2020年04月14日）議事概要（非公表）	非公表	
	法務専攻における遠隔授業に関するガイドライン等（教員向け）		
	2020年度授業開始にあたって		
シラバスに各回授業と「金沢大学版到達目標」との関係を示し、双方向授業を確保するための学生の予習に役立てている。	金沢大学版到達目標（憲法）		再掲
	金沢大学版到達目標（行政法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民法）		再掲
	金沢大学版到達目標（商法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（法曹倫理）		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集	5-36頁，40-47頁，53-57頁，60-66頁	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	5-36頁，40-47頁，53-57頁，60-66頁	
【分析項目3-4-2】 授業の方法については、シラバスで明示するとともに、実務基礎科目については連携教員がシラバスをチェックし、授業方法について意見交換をしている。授業方法についての大まかな方針は教務関係要領に記載し、非常勤講師を含む全担当教員に配布している。	2023年度法務専攻シラバス集	60-78頁	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	60-78頁	
	教務関係要領	1. 授業について (9) 連携教員	再掲
	2024年度実務基礎科目連携教員		

半期に一度、専任教員は少なくとも2つの授業を参観し、報告書を提出する義務が課されており、報告書はFD研修会で検討される。また、地元の弁護士による参観も行っており、弁護士との意見交換会において参観の感想を述べてもらい、授業方法のブラッシュアップに努めている。

2024年度からは、2～3名の弁護士から授業を参観する旨の確約をとるようにしている。

2020年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2020年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2021年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2021年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2022年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2022年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2023年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2023年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2023年度前期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
2023年度後期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
2024年度前期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2024年度後期FD研修会議事録（非公表）	非公表	再掲
2024年度前期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
2024年度後期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
2020年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2020年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2021年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2021年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2022年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2022年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2023年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2023年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
2023年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
2023年度後期授業参観依頼（教員向け）		再掲
2024年度FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	
2024年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
2024年度前期授業参観依頼（教員向け）		再掲
2020年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
2020年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
2021年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲

	2021年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2022年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2022年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期授業参観報告書（非公表）	非公表	再掲
	弁護士への授業参観依頼（2024年度）（非公表）	非公表	
【分析項目3-4-3】 法曹としての実務に必要な論述能力については、「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」「模擬裁判（民事・刑事）」において、必要な法文書作成能力を涵養するような起案課題が出されている。実務基礎科目において法文書作成を目標の一つとしていることは、カリキュラム・ポリシーにも明示されている。 カリキュラム・ポリシーにおいて、法律基本科目応用科目では論述能力を身につけることを目的の一つとすることを明示し、その能力を図るための試験方法についても言及している。また、各科目のシラバスにおいてもこれらを明記している。	2023年度法務専攻シラバス集	62-72頁「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判（刑事）」「模擬裁判（民事）」	再掲
	2024年度法務専攻シラバス集	82-92頁「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判（刑事）」「模擬裁判（民事）」	再掲
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
	シラバス入稿要領		再掲
【分析項目3-4-4】 「模擬裁判（民事・刑事）」など、一定の学生数が必要とされる授業について、何らかの事情で受講者数が少なすぎる場合には、修了生である学生アドバイザー（SA）を、授業補助業務に従事させることができる体制を整え、授業に必要な学生数を確保するとともに、SAには復習や実践の機会を与えることにもなっている。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻学生アドバイザー実施要項	第5条第4項	
	2023年度SA研修会資料		再掲
	2024年度SA研修会資料		再掲
四大学連携協定に基づく授業については、多くの受講希望があるため適正人数を超える場合には、他大学からの受講人数の調整が行われることとなっている。	金沢大学、九州大学、千葉大学、筑波大学の四大学連携協定書	第6条	再掲
	金沢大学の科目を履修される方へ（2023年度）		
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		
	2023年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		
	2024年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		
	4大学単位互換協定に基づく単位履修について（学生向け掲示）		再掲

【分析項目3-4-5】 本学の授業時間は1コマ90分であり、法務専攻も同様である。授業時間については、1単位45時間に含まれる自学自習の時間を確保するため、必修科目は1日3コマまで（早期履修を除く）となるよう時間割を作成し、集中講義の場合にも1日4コマを上限としている。	2023年度法務専攻時間割		再掲
	2024年度法務専攻時間割		再掲
	2023年度「国際取引法」講義日程（集中講義の例）		再掲
	2024年度「国際取引法」講義日程（集中講義の例）		再掲
毎回の授業に先立って、アカンサスポータルを用いて予習資料を配布している。 授業終了から定期試験までは原則として1週間、少なくとも3日を開け、復習時間を確保している。	教務関係要領		再掲
	2023年度法務専攻学年暦		再掲
	2023年度法務専攻時間割		再掲
	2023年度前期定期試験時間割		
	2023年度後期定期試験時間割		
	2024年度法務専攻学年暦		再掲
	2024年度法務専攻時間割		再掲
	2024年度前期定期試験時間割		
	2024年度後期定期試験時間割		
「金沢大学版到達目標」に、学生の自学自習に委ねる部分を明示して自習の指針とするとともに、復習のための小テストやレポートで学生の理解度を確認している。 科目ごとに教科書・参考書をシラバスに指定し、それが確実に法科大学院図書室に入る仕組み（図書リクエスト）を整えている。	金沢大学版到達目標（憲法）		再掲
	金沢大学版到達目標（行政法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民法）		再掲
	金沢大学版到達目標（商法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑法）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟法）		再掲
	金沢大学版到達目標（民事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（刑事訴訟実務の基礎）		再掲
	金沢大学版到達目標（法曹倫理）		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲

学生が自由に使える自習室や法情報実習室、討論室を用意し、またデータベースなども提供している。なお、討論室は、金沢大学角間キャンパス内の建物改修工事に伴い、別の部署に提供せざるをえず、2024年度末以降使用できなくなったが、本専攻では、本専攻のみが使用できる別の教室（306教室）をこれまで以上に活用することになっている。 本専攻には、本専攻のみが使用できる教室・本専攻が優先して使用できる教室が複数あり、学生らは、学生どうしておこなう自主ゼミのために、これらの教室を予約したうえで利用することが可能である。オンライン上にも自主ゼミルームを作成して学生が自由に利用できるようにしている。自主ゼミには学生から依頼されて教員が参加することも多くある。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	42-47頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	43-48頁	再掲
	2023年度自主ゼミ一覧		
	2024年度自主ゼミ一覧		
【分析項目3-4-6】 法務専攻では、半期ごとに通常の授業を15週、定期試験が1週、その後答案講評が行われ、17週を要する。前期・後期で34週、これに加えて夏季・冬季には集中講義が行われ、35週をこえる授業が提供されている。 集中講義においては、複数の科目の開講時期が重ならないように工夫して、学生の選択の幅を広げるとともに、学生の自学自習の時間を確保している。	2023年度法務専攻学年暦		再掲
	2023年度法務専攻時間割	下欄「集中講義日程」参照	再掲
	2024年度法務専攻学年歴		再掲
	2024年度法務専攻時間割	下欄「集中講義日程」参照	再掲
【分析項目3-4-7】 本学では基本的にクォーター制が採用されているが、本専攻においては、1学期15週で構成される前期・後期制を前提とした独自の学年暦を作成し、これに基づいて授業を構成し、シラバスで15回の授業各回でどの分野を扱うかを明示している。やむを得ず休講した場合には、必ず補講を行い、15回の授業を確保している。シラバスには15回の授業各回でどの分野を扱うかを明示している。	教務関係要領		再掲
	2024年度法務専攻学年歴		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
【分析項目3-4-8】 履修単位の上限が定められている趣旨に鑑み、必修科目1科目未修得で特例進級が認められた場合の再履修科目単位についても、上限単位に含むこととしている。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第3条に例外の定めなし	再掲
単位互換科目についても、上限単位に含まれることが、学生に周知されている。	4大学単位互換協定に基づく単位履修について（学生向け掲示）		再掲
	単位互換科目の単位認定に関する要項		
履修登録をした者以外の聴講については、履修単位上限が定められている趣旨に鑑み、すでに過年度に当該科目を履修済みの学生に限っている。	教務関係要領		再掲
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲

【分析項目3-4-9】 アドバイス教員として、各学生に2～3名の担当教員をつけ、半期に一度の定期面談、在学中受験のための早期履修に先立っての面談と休学時や成績不振の際の面談等、学修・学生生活両面にわたるきめ細かな指導を行っている。 アドバイス教員は、入学時から修了後にも司法試験に合格するか失権するまで原則として同じメンバーで相談に乗るものとし、学類時代から担当してきた教員がいる場合には引き続き担当させ、女性の学生については女性教員を必ず含むよう配慮している。 修了後も、司法試験後や合格発表後など、学習意欲が衰えがちな時期に定期的に面談を実施している。 アドバイス教員面談については、学生に対する手厚い支援として、2022年度の認証評価において【優れた点】に位置付けられている。 修了後も、金沢弁護士会法科大学院支援委員会より、弁護士チューター及び未修者チューターを派遣してもらい、さまざまな学生の相談に対応してもらっている。なお、金沢弁護士会との連携によるこのような取り組みも、2022年度の認証評価において【優れた点】に位置付けられている。	アドバイス教員一覧（非公表）	非公表	再掲
	2023年度在学生・修了生アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	2024年度在学生・修了生アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		
	アドバイス教員要領		再掲
	2022年度認証評価報告書		再掲
	2020年度弁護士チューター従事実績		
	2021年度弁護士チューター従事実績		
	2022年度弁護士チューター従事実績		
	2023年度弁護士チューター従事実績		
	2019年度弁護士チューター揭示（学生向け案内）		
	2020年度弁護士チューター揭示（学生向け案内）		
	2021年度弁護士チューター揭示（学生向け案内）		
	2022年度弁護士チューター揭示（学生向け案内）		
	2023年度弁護士チューター揭示（学生向け案内）		
	2019年度未修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2020年度前期未修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2020年度後期末修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2021年度前期未修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2021年度後期末修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2022年度前期未修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2022年度後期末修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2023年度前期未修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2023年度後期末修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2024年度前期未修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2024年度後期末修者チューター揭示（学生向け案内）		
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲

入学前の学習を充実させるため、未修者・既修者それぞれに適合する指定図書を示している。 未修者教育の充実のため、標準コース合格者に対し入学前学習会を開催して法学学習の導入講義を行っている。遠方にいる等の事情のある者には、Zoomによるリモート参加を認めている。	2021-2024年度入学生用入学前学習会通知文		再掲
	2025年度入学生用入学前学習会通知文		
	入学予定者の事前学習用指定図書一覧		再掲
未修者教育充実のため、1年次に「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を開講して基本的な判例の読み方、論文式答案の書き方の基礎等や全ての法の解釈にまつわる法学入門の内容を指導している。	2023年度法務専攻シラバス集	1-4頁	再掲
	2023年度基礎演習Ⅰガイダンス資料		
	2023年度基礎演習Ⅱガイダンス資料		
	2024年度法務専攻シラバス集	1-4頁	再掲
	2024年度基礎演習Ⅰガイダンス資料		
	2024年度基礎演習Ⅱガイダンス資料		
本学法学類から法曹養成プログラム特別選抜により入学する者には、入学前に本専攻の授業科目を履修することのできる先取履修制度が用意されている。それゆえ、法学類生のうちから、本専攻の授業科目を履修することを含めて、在学中受験がより容易となるような学修計画を立てることが可能である。本学法学類法曹養成プログラム学生には、本専攻の授業科目の履修に資するよう、本専攻での授業科目ガイダンスへの参加を促している。	金沢大学大学院法務研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定		再掲
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の一部を変更することに係る覚書		再掲
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の変更協定		再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第4条第3項	再掲
	在学中の専攻授業科目の履修によらない単位認定に関する要項		再掲

在学中受験をするために必要となる2年次における早期履修制度を2022年度から導入し、その基準を策定している。2024年度に2年次生となる者が早期履修を認められる基準は、以下の通りである。 1. 専門職大学院設置基準20条の8に定めるとおり、本学法学類法曹養成プログラムの修了生のほか、他の法科大学院と法曹養成連携協定を結んでいる学部卒業生は無条件に早期履修を認めている。 2. 「登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生」の認定については、1年次から2年次に進級する場合は、2021年5月17日付「『法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ』を踏まえた留意事項について（通知）」（3高専教第1号）別添2「共通到達度確認試験（試行試験）成績と司法試験（短答式試験）成績の相関分析」において、「確認試験の得点率上位70%の層は、司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を得た者の率が約80%以上」とあることから、この層を「優れた成績をもって修得することが見込まれる者」とすることとし、これとのバランスを考えて、GPAを1.50以上の者としている。なお、1年次にて必修科目の単位が修得できず原級留置となっていた者が進級する場合、上記に加え再履修科目の成績がB以上であることを必要とすることとしている。 3. 2年次で留年する者については、留年というのは優れた成績が見込まれる者に当たらないという評価もあるかもしれないが、過去の留年者の司法試験合格実績を見て、GPA1.80以上に早期履修を認めることとしている。ただし、2年次での原級留置が複数回となる者については、早期履修を認めないこととしている。 4. 2年次短縮コースに入学する者で法曹養成プログラム修了生ではない者については、法律専門科目の成績が4科目すべて15点以上であることを要することとしている。 早期履修が認められた者が確実に2年次の必修科目と早期履修科目を修得できたかどうかを毎年確認し、その結果に応じて上記の要件を見直すこととしている。 履修科目が増えた結果、2年次必修科目に合格できないのでは本末転倒なので、アドバイス教員2名以上と面談し、必修科目と早期履修科目を確実に修得できる見込みがあるかどうかを慎重に相談の上推薦をもらうことを早期履修の要件としている。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	26頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	25-26頁	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	2条, 3条3項, 4条6項, 9条	再掲
	早期履修に関する手続きについて（学生向け説明資料）		
	2024年度以降早期履修基準		
	共通到達度確認試験（試行試験）成績と司法試験短答式成績の相関分析		
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		
	2024年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		
	アドバイス教員要領		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
本専攻では弁護士による授業参観を実施し、授業方法等について定期的に意見交換をしている。	2023年度前期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2023年度後期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2024年度前期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	2024年度後期授業参観案内（弁護士向け）		再掲
	弁護士への授業参観依頼（2024年度）（非公表）	非公表	再掲
	2020年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2020年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2021年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2021年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2022年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2022年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
	2024年度FD意見交換会議事録（非公表）	非公表	再掲
【改善を要する事項】			
基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	・成績評価基準について定めている規程等（公表されていない細目等がある場合は、それらも含む）		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	30-31頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	30-32頁	再掲
	教務関係要領		再掲
	成績評価基準		
[分析項目3-5-2] 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることが確認できる資料		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	30-31頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	30-32頁	再掲
	2020年度前期答案講評時間割		
	2020年度後期答案講評時間割		

2021年度前期答案講評時間割		
2021年度後期答案講評時間割		
2022年度前期答案講評時間割		
2022年度後期答案講評時間割		
2023年度前期答案講評時間割		
2023年度後期答案講評時間割		
2024年度前期答案講評時間割		
2024年度後期答案講評時間割		
[分析項目 3－5－3] 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているかほかだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	・ 評価実施前年度の成績分布表	
	2023年度前期成績分布表	
	2023年度後期成績分布表	
	2024年度前期成績分布表	
	2024年度後期成績分布表	
	・ 成績分布等のデータを組織的に確認していることに関する資料	
	2023年度前期成績報告について	
	2023年度後期成績報告について	
	2024年度前期成績報告について	
	2024年度後期成績報告について	
	第72回法務専攻会議（2023. 09. 05）議事概要（非公表）	協議事項4_令和5年度前期定期試験成績分布表について非公表
	第75回法務専攻会議（2022. 10. 03）議事概要（非公表）	協議事項13_国際取引法の成績分布について非公表
	第41回法学研究科会議（2022. 09. 05）議事概要（非公表）	報告事項(2)_法務専攻令和5年度前期成績分布表について非公表

第43回法学研究科会議（2023. 10. 17）議事概要（非公表）	協議事項(3)_国際取引法の成績分布について 非公表	
第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項4_令和5年度成績分布表について 非公表	再掲
第50回法学研究科会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	報告事項1_法務専攻令和5年度後期成績分布表について 非公表	
第91回法務専攻会議（2024. 09. 03）議事概要（非公表）	報告事項6_令和6年度前期成績分布表について	
第101回法務専攻会議（2025. 04. 08）議事概要（非公表）	報告事項15_令和6年度後期成績分布表について	
[分析項目 3－5－4] 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないように配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること	・ 追試験や再試験に関する規程等	
	追試験に関する要項	
	・ 追試験や再試験が適切に実施されていることが確認できる資料	
	2023年度第10回教務・学生委員会（書面附議_2023. 08. 01）議事概要（非公表）	追試験許可に関する一例 協議事項1_令和5年度 前期法務専攻定期試験に係る追試験申請について 非公表
	2023年度第26回教務・学生委員会（書面附議_2024. 01. 19）議事概要（非公表）	追試験許可に関する一例 協議事項1_追試験申請について 非公表
	2024年度第26回教務委員会（書面附議_25. 01. 24）議事概要（非公表）	追試験許可に関する一例 協議事項1_追試験申請について 非公表

	教務関係要領		再掲
[分析項目 3-5-5] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績に関する異議申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	不可評価に対する審査請求手続に関する要項		
	不可評価に対する審査請求手続に係る手順		
	法学研究科法務専攻成績疑義申出手順		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	32-35頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	32-35頁	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	審査請求・疑義申出の実績		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規程等		
	国立大学法人金沢大学法人文書管理規則		
	定期試験問題等の保管期限について		
[分析項目 3-5-6] 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 法学既修者としての認定における単位の免除についての明文化された規程等		
	金沢大学大学院法学研究科規程	第22条2項	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第4条4項	再掲
[分析項目 3-5-7] 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての明文化された規程等		
	金沢大学大学院法学研究科規程	第18条, 19条, 21条	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第4条	再掲
	金沢大学, 九州大学, 千葉大学, 筑波大学の四大学連携協定書		再掲
	4大学単位互換協定に基づく単位履修について（学生向け掲示）		再掲
	在学中の専攻授業科目の履修によらない単位認定に関する要項		再掲
	単位互換科目の単位認定に関する要項		再掲
	入学前の既修得単位の単位認定に関する科目群の取扱要項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
2026年に開始される司法試験CBT化に向け、本法科大学院でも定期試験をCBTにより実施することができないか、検討を進めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			

【分析項目3-5-1】 成績評価基準については、シラバスに示された「授業目標」への到達度を測る素点での絶対評価を原則としつつ、S・Aについては相対評価を導入する旨を教務関係要領に記載し、定期試験の前にも配布して教員に周知確認している。成績評価基準には、どのような要素があればその評価が得られるのかを明記している。 教務関係要領には、各科目の特性に応じた評価対象や評価割合について、とりわけ講義科目と演習科目を区別した上で記載されている。これは専攻会議で審議されており、統一的な方針として授業担当教員に示されている。 教務関係要領はすべての教員に配布し、シラバスにおける評価項目や評価割合がこれからずれている場合には、教務委員会でチェックし、訂正を求めることもある。 授業参加については、シラバスに示された「授業目標」との関係でそれが必要な理由を求め、シラバスにおいて加点や減点の基準等を明示するとともに、単なる出席点ではない証拠として、授業参加点の内訳を成績資料として提出させている。 レポート試験を行う科目についても、シラバスに示された「授業目標」との関係で科目特性上それが教育に有効であることの説明を求めている。なお、これらの点について、教務委員会によるシラバスチェックの際に授業担当者に説明を求め、その是非を判断している。 千葉大学との共同開講科目「現代法の諸問題」については、各担当者が評価したものの合計点を素点とし、本専攻成績評価基準に従って本専攻学生の成績評価を行っている。	成績評価基準		再掲
	教務関係要領	2-3頁「出題の意図」、「評価基準の基本的な考え」、「成績分布」	再掲
	2023年度前期成績分布表		再掲
	2023年度後期成績分布表		再掲
	2024年度前期成績分布表		再掲
	2024年度後期成績分布表		再掲
	第72回法務専攻会議（2023. 09. 05）議事概要（非公表）	協議事項4_令和5年度前期定期試験成績分布表について非公表	再掲
	第75回法務専攻会議（2022. 10. 03）議事概要（非公表）	協議事項13_国際取引法の成績分布について非公表	再掲
	第41回法学研究科会議（2022. 09. 05）議事概要（非公表）	報告事項(2)_法務専攻令和5年度前期成績分布表について非公表	再掲
	第43回法学研究科会議（2023. 10. 17）議事概要（非公表）	協議事項(3)_国際取引法の成績分布について非公表	再掲
	第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項4_令和5年度成績分布表について非公表	再掲
	第50回法学研究科会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	報告事項1_法務専攻令和5年度後期成績分布表について非公表	再掲

【分析項目3-5-2】 各授業科目のシラバスにおいて、「授業目標」を明示して達成しようとする項目を具体的に示したうえで、「評価方法と割合」において評価の方法を周知している。 オムニバス授業について、シラバスに各教員の持ち点を明記している。	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
成績評価基準についてはハンドブックで学生に周知しており、各科目における注意点や成績評価については前・後期とも授業開始前の時期にガイダンスを行い、学生に周知している。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	30-31頁	再掲
	2023年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度法務専攻シラバス集		再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	30-31頁	再掲
	2024年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度法務専攻シラバス集		再掲
定期試験のあとには、すべての科目について答案講評を行っている。法律基本科目と実務基礎科目、司法試験選択科目については、履修者全員を対象とした答案講評を行い、その他の科目についても書面での答案講評を求めている。 厳正な成績評価を担保するため、採点済みで部分点の記載のある答案用紙のコピーを学生に返却し、採点基準・解答例を配布している。	教務関係要領	4-5頁「（7）採点・成績評価について」「（8）定期試験の講評」	再掲
	2023年度前期定期試験・答案講評実施依頼について		
	2023年度後期定期試験の実施について		
	2023年度前期成績報告について		再掲
	2023年度後期成績報告について		再掲
	2023年度前期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	
	2023年度後期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	
	2024年度前期定期試験・答案講評実施依頼について		
	2024年度後期定期試験の実施について		
	2024年度前期成績報告について		
	2024年度後期成績報告について		
	2024年度前期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	
	2024年度後期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	

S評価の答案については、学籍番号を消した上で大学院係において学生が自由に閲覧できるようにしている。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	28頁	再掲
	教務関係要領	第4条ほか	再掲
【分析項目3-5-3】 各教員に厳格な成績評価を求めるとともに、成績評価の結果（履修者数、合格率、成績分布）については、教務委員会でチェックし、成績評価基準において定められた相対評価の割合から外れたものがあればマークして注意喚起の上、専攻会議で承認し、研究科会議において回覧して学内教員に確認してもらうとともに、非常勤講師にも学生課（大学院・留学支援担当）にて閲覧に供している。 定期試験においては、学生には六法を貸与し、他の持込みを不可とすることで公平な試験を確保し、解答用紙に学籍番号のみで氏名を記載させないことで公平な採点を担保している。 成績関係資料として、各教員には答案に部分点を明記することを求め、不可の答案については近似答案の提出を求め、学生の異議申立てや疑義申出の際に役立てるとともに、その検証においてもこれらを検分することで、採点の適正をチェックしている。 2020年度から、研究科共通科目として法学・政治学専攻の学生、および入学前の先取履修として法学類の学生が本専攻の学生とともに受講する科目があるが、これらについても本専攻の学生に対するものと同一の基準で成績評価を行っている。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	28頁「定期試験における注意事項について」⑤	再掲
	2023年度前期成績報告について		再掲
	2023年度後期成績報告について		再掲
	2023年度前期成績分布表		再掲
	2023年度後期成績分布表		再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	28頁「定期試験における注意事項について」⑤	再掲
	2024年度前期成績報告について		再掲
	2024年度後期成績報告について		再掲
	2024年度前期成績分布表		再掲
	2024年度後期成績分布表		再掲
	第72回法務専攻会議（2023. 09. 05）議事概要（非公表）	協議事項4_令和5年度前期定期試験成績分布表について非公表	再掲
	第75回法務専攻会議（2022. 10. 03）議事概要（非公表）	協議事項13_国際取引法の成績分布について非公表	再掲
	第41回法学研究科会議（2022. 09. 05）議事概要（非公表）	報告事項(2)_法務専攻令和5年度前期成績分布表について非公表	再掲
	第43回法学研究科会議（2023. 10. 17）議事概要（非公表）	協議事項(3)_国際取引法の成績分布について非公表	再掲
	第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項4_令和5年度成績分布表について非公表	再掲

	第50回法学研究科会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	報告事項1_法務専攻令和5年度後期成績分布表について非公表	再掲
	第91回法務専攻会議（2024. 09. 03）議事概要（非公表）	報告事項6_令和6年度前期成績分布表について非公表	再掲
	第101回法務専攻会議（2025. 04. 08）議事概要（非公表）	報告事項15_令和6年度後期成績分布表について非公表	再掲
定期試験の実施に際しては、必修科目の試験を1日2科目までとし、選択科目を合わせても3科目までにとどめるなど、1人1人の学生の履修状況を確認した上で試験が過重な負担とならないよう配慮している。 答案講評についても、受験した科目について出席できないということがないよう、学生ごとに重複がないか確認の上で日時を設定している。 定期試験の監督は必ず2人で行うこととし、不正が起こらないよう配慮するとともに、不慮の事故や急病で監督者が欠席となった時に備え、待機教員を置いている。 とりわけコロナ禍においては、待機教員でない教員にも空き時間を申告させることで、監督者が感染した場合に備え、また感染した無症状の学生が別室受験を希望した場合に対応できるように配慮した。 2023年度において、筆記に不自由を有する学生に対し、配慮措置として試験時間を1.5倍にする措置を講じた。	2023年度前期定期試験時間割		再掲
	2023年度後期定期試験時間割		再掲
	2023年度前期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	再掲
	2023年度後期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	再掲
	2024年度前期定期試験時間割		再掲
	2024年度後期定期試験時間割		再掲
	2024年度前期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	再掲
	2024年度後期定期試験学生別時間割及び答案講評日程（非公表）	非公表	再掲
	定期試験時における学生の配慮措置について（非公表）	非公表	

【分析項目3-5-4】 追試験は、要項において可能な要件を厳しく定め、証明する書類もその理由となる事実を確認できるものを要求している。 学生の進路の幅を広げるため、公務員試験と定期試験が重なった場合に、公務員試験の受験者について追試験を認めている。 追試験の実施に当たっては、問題の難易度・分量、出題形式・出題範囲の点で定期試験と差がないように問題を作成し、定期試験と類似の問題を出さないこととし、受験者が不当に利益・不利益を受けることがないよう配慮している。 本専攻では再試験の制度は設けていない。	追試験に関する要項		再掲
	教務関係要領	4頁（9）追試験について	再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	29頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	29-30頁	再掲
	定期試験・答案講評実施依頼（教員向け通知）		
コロナ禍において、本専攻では一貫して対面で定期試験を行っていたことから、追試験の理由として「専攻会議で認める場合」として濃厚接触者または濃厚接触疑いを特例的に追加し（陽性判定が出るまでは医師の診断書が入手できないため）、濃厚接触が疑われる合理的な理由の提出を求めているが、新型コロナウイルス感染症が5類相当に引き下げられたことを受け、2023年度からは通常の体制に戻っている。 【分析項目3-5-5】 本専攻では不可評価に対して審査請求、それ以外の成績評価に対して疑義申出の制度を導入している。 不可評価が下された学生は、担当教員による評価に不服がある場合には、学生課（大学院・留学支援担当）に所定の書類を提出して専攻長に対し審査請求をすることができる。審査請求の際には、採点基準に照らして加点されるべき事情を具体的に述べることを求めており、記載例を学生に示して審査請求の際の便宜を図っている。 不可評価以外の成績に対して、担当教員による評価に疑義がある場合は、学生課（大学院・留学支援担当）に所定の書類を提出して教務委員長（教務委員長が担当する科目については、専攻長）に対し疑義申出をすることができる。 審査請求や成績疑義の申出の便宜のため、各授業担当教員には、答案原本に評価の内訳がわかるよう、採点基準に照らし部分点を記入させ、答案のコピーを学生に返却させている。 不可評価となった学生に対しては、今後の学習の参考にしてもらうため、授業担当教員がなぜ不可となったのかの説明を行う。また、合格した学生についても、担当教員に点数の説明を求めることができる。ただし、これらの説明を受けることを審査請求および疑義申出の要件とはしていない。	定期試験について（学生向け通知）		
	不可評価に対する審査請求手続に関する要項		再掲
	不可評価に対する審査請求手続に係る手順		再掲
	法学研究科法務専攻成績疑義申出手順		再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	32-35頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	32-35頁	再掲
	審査請求・疑義申出の実績		再掲
	教務関係要領	4頁（7）採点・成績について	再掲
	【分析項目3-5-6】 本専攻では、短縮コース入学者について、1年次配当必修科目30単位を修得したものとみなすこととしている。 条件付合格者については、不合格となった科目について入学前に単位認定試験に合格しない場合には、当該科目の単位を認定せず、入学後に履修するものとする。この単位については、CAP上限の特例を利用している（6単位まで）	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第4条4項 第3条4項
			再掲

【分析項目3-5-7】 本専攻と法曹養成連携協定を結んでいる本学法学類法曹養成プログラムの学生について、本専攻の開設科目のうち法律基本科目および司法試験選択科目を入学前に先取履修することを認め、法科大学院教育との円滑な接続に配慮している。そのため、法学類法曹養成プログラム学生に対し、授業科目ガイダンスへの参加を促している。	金沢大学大学院法務研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定		再掲
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の一部を変更することに係る覚書		再掲
	金沢大学大学院法学研究科及び金沢大学人間社会学域の法曹養成連携協定の変更協定		再掲
	法曹養成プログラム実施状況		
	法曹養成プログラム相談窓口		再掲
	法曹養成プログラム説明会案内（2020年01月）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2020年01月）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2020年09月）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2021年04月）		
	法曹養成プログラム説明会資料（2021年10月）		
	金沢大学法学研究科・法学類連携会議運営細則		再掲
	2021年5月合同FD研修会通知文		再掲
	法曹養成プログラムアンケート設問（2021年10月実施）		
	法曹養成プログラムアンケート回答（2021年10月実施）		
	2022年度講演会のご案内		
	2023年06月13日法曹養成プログラム説明会・個別相談会案内		
	2024年06月25日法曹養成プログラム説明会・個別相談会案内		
	2022年度法科大学院・法曹に関する法学類生アンケート集計結果		
	2022年01月17日法学研究科・法学類連携会議開催案内		
	2022年07月19日法学研究科・法学類連携会議開催案内		
	2022年10月18日法学研究科・法学類連携会議議事録		
	2024年度第1回法学研究科・法学類連携会議（2024. 06. 18）議事概要（非公表）	非公表	再掲
	2024年度第2回法学研究科・法学類連携会議（2025. 03. 11）議事概要（非公表）	非公表	再掲
	2022年12月20日法学研究科・法学類合同FD研修会議事録		再掲
	2024年12月17日法学研究科・法学類合同FD研修会案内		
	入学前の既修得単位の単位認定に関する科目群の取扱要項		再掲
	法学類法曹養成プログラム学生向けガイダンス案内		

教育上有益であるとの観点から他大学院の授業科目を履修することなども認めている。他大学院において修得した科目を認定するためには、その科目内容がわかる資料、たとえばシラバスなどを審査して、教育内容の一体性が損なわれていないことや厳正で客観的な成績評価が行われていることに特に留意することとしている。	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第4条	再掲
	金沢大学、九州大学、千葉大学、筑波大学の四大学連携協定書		再掲
	在学中の専攻授業科目の履修によらない単位認定に関する要項		再掲
	単位互換科目の単位認定に関する要項		再掲
	入学前の既修得単位の単位認定に関する科目群の取扱要項		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
S評価の答案をいつでも閲覧できるようにすることで、学生は自分の答案作成の参考とすることができ、また学生のモチベーションの向上にもつながっている。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	28頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	28頁	再掲
【改善を要する事項】			
基準 3－6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 3－6－1〕 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること	・修了の要件を定めた規程		
	金沢大学大学院法学研究科規程	第27条	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第8条	再掲
	・修了判定に関する手順（教授会の審議等）が確認できる資料		
	金沢大学学位規程	第12条-第14条	
	国立大学法人金沢大学規則	第17条	
	金沢大学大学院法学研究科規程	第28条	再掲
	第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項1_令和5年度修了判定について 非公表	再掲
	第50回法学研究科会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項2_令和5年度法務専攻修了判定について 非公表	再掲

	第98回法務専攻会議（2025. 02. 18）議事概要（非公表）	協議事項4_令和6年度修了判定について 非公表	
	第64回法学研究科会議（2025. 02. 18）議事概要（非公表）	協議事項1_令和6年度法務専攻修了判定について 非公表	
	・GPA制度その他単位修得数以外のものを修了判定に活用している場合には、その実施状況が確認できる資料		
[分析項目 3-6-2] 修了要件を学生に周知していること	・修了要件を学生に周知していることを示すものとして、履修要項、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		再掲
	2023年度（令和4年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	22頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	21頁	再掲
[分析項目 3-6-3] 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	・修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることが確認できる資料（教授会等での審議状況等に係る資料）		
	第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項1_令和5年度修了判定について 非公表	再掲
	第50回法学研究科会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項2_令和5年度法務専攻修了判定について 非公表	再掲
	第98回法務専攻会議（2025. 02. 18）議事概要（非公表）	協議事項4_令和6年度修了判定について 非公表	再掲
	第64回法学研究科会議（2025. 02. 18）議事概要（非公表）	協議事項1_令和6年度法務専攻修了判定について 非公表	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【分析項目3-6-1】 修了要件については、2020年度までの入学者については104単位、2021年度以降の入学者については98単位となっている。 修了単位減の理由は、多くの法科大学院が100単位未満としているのに比して本専攻はかなり多い単位を修了要件としていたこと、また、在学中受験の導入に伴い、在学中受験者は3年次に多くの選択科目を修得することが困難となることが予想されることである。必修科目および選択必修科目の単位数は維持しつつ、選択科目を減らすことが可能となった。減少させたのちにおいても、専門職大学院設置基準に定める修了要件である93単位よりも5単位多くっており、学生には修了するために十分な数の科目の修得を求めている。 本専攻においては、修了要件としてはGPAを活用していない。	金沢大学大学院法学研究科規程	第27条	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第8条	再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	18, 22頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	17, 21頁	再掲
	全国の法科大学院の修了要件一覧		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第6条	再掲
本専攻は、原則として当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得しなければ進級することができず、1年次の学生についてはこれに加え、共通到達度確認試験において全国の全受験者の上位85%に入らなければ進級することができない。 ただし、未修得の必修科目が1科目であり、当該学年のGPA値が2.00以上であるか、1年次の学生については共通到達度確認試験において上位30%に入る成績を取った場合のみ、例外的に進級を認め、次年度に未修得単位を再履修することを求めている。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	18頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	17頁	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則	第7条	再掲
	第83回法務専攻会議（2024. 02. 20）議事概要（非公表）	協議事項3_退学勧告について 非公表	再掲
	第98回法務専攻会議（2025. 02. 18）議事概要（非公表）	協議事項6_退学勧告について 非公表	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 3－7 専任教員の授業負担等が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－7－1] 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること	・教員の配置状況（別紙様式 1－2－1－1）		
	1-2-1-1_教員の配置状況		再掲
[分析項目 3－7－2] 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること	・過去 5 年間ににおける教員の研究専念期間取得状況（別紙様式 3－7－2）		
	3-7-2_過去5年間ににおける教員の研究専念期間取得状況		
	・研究専念期間についての規程等		
	国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
本専攻における専任教員の授業負担は、2024年度において3名が20単位を上回っているが、そのうち2名は学士課程の卒業論文（6単位）によるものである。卒業論文は学士課程の演習をもつことにより「担当し得る」状態となるが、学生にとって卒業論文の作成は任意であり、いずれも希望者はいなかったため、実際には負担はない。また、残り1名は前年度まで在籍していた大学の非常勤を請われて引き受けたものであり、早晩解消する予定である。そのため、全体として十分な教育・研究の環境が与えられていると評価できる。 また、専任教員1名が2023年8月から研究専念期間（サバティカル）を取得し、フランスにて在外研究に従事しており（2024年7月まで）、その者が担当していた科目は非常勤教員により実施した。	1-2-1-1_教員の配置状況		再掲
	第46回法務専攻会議（書面附議／2022. 06. 24-27）議事概要（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 学生の受入及び定員管理

：「該当なし」

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること	・学生受入方針 金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
[分析項目4-1-2] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること	・学生受入方針 金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
[分析項目4-1-3] 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること	・学生受入方針 金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
本専攻では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをまとめて表示することにより、志願から入学、履修を経て修了に至るまでを一度にイメージしやすいようにしている。	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
上記の通り、3つのポリシーをまとめて表示することにより、志願者にとって本専攻での学修全体をイメージすることができ、これから本専攻の学生になることを考えている者や広く社会一般に対してわかりやすく情報発信している。	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
【改善を要する事項】			

基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 4-2-1）		
	4-2-1_入学者選抜の方法一覧		
	・ 入学者選抜の実施体制について把握できる資料（委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等）		
	法学研究科法務専攻内入試関連委員会組織図		
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則	第8条	再掲
	・ 学生受入方針		
	金沢大学法科大学院の教育目標と3つのポリシー		再掲
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等（非公表のものを含む。）		
	2024年度法科大学院入試【A～D日程】実施要領等説明資料（非公表）	非公表	
	2025年度法科大学院入試【A～C日程】実施要領等説明資料（非公表）	非公表	
	・ 面接試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等（非公表のものを含む。））		
	2024年度法科大学院入試【A～D日程】実施要領等説明資料（非公表）	非公表	再掲
	2025年度法科大学院入試【A～C日程】実施要領等説明資料（非公表）	非公表	再掲
	・ 入学者選抜要項等が掲載されているウェブサイトの該当箇所		
	学生募集要項掲載ページ（金沢大学法科大学院ウェブサイト）		
	・ 入学資格を示す資料（研究科規則、入学者選抜要項等）		
	2024年度金沢大学法科大学院学生募集要項	2-3頁	
	2025年度金沢大学法科大学院学生募集要項	2頁	
	・ 入学試験問題		
	2020～2024年度標準コース小論文試験問題等		
	2020～2024年度短縮コース専門科目試験問題等		
	2021～2024年度標準コース社会人特別選抜試験・事前提出課題問題等		
	2025年度標準コース小論文試験問題等		
	2025年度短縮コース専門科目試験問題等		
	2025年度標準コース社会人特別選抜試験・事前提出課題問題等		
	・ 入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所		
	入試情報ページ（金沢大学法科大学院ウェブサイト）		

	・法学未修者について、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験の結果を加点事由としないことが確認できる資料			
	2024年度金沢大学法科大学院学生募集要項	6-9頁	再掲	
	2025年度金沢大学法科大学院学生募集要項	7-9頁	再掲	
	2020～2024年度入学者選抜試験（A～D日程）判定結果（非公表）	非公表		
	2025年度入学者選抜試験（A～C日程）判定結果（非公表）	非公表		
	・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることが分かる資料（入学者選抜要項等の該当箇所）			
	2024年度金沢大学法科大学院学生募集要項	3, 7-8頁	再掲	
	2025年度金沢大学法科大学院学生募集要項	3, 7-9頁	再掲	
	・身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料			
	2024年度金沢大学法科大学院学生募集要項	11頁	再掲	
	2025年度金沢大学法科大学院学生募集要項	11頁	再掲	
	【分析項目4-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・入試に関して検証するための組織について把握できる資料（委員会の規程等）		
		法学研究科法務専攻内入試関連委員会組織図		再掲
金沢大学大学院法学研究科法務専攻会議細則			再掲	
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例等（過去5年分）				
入学者選抜に関する検証・改善についての具体的事例（2019～2024）				
入学者数の規模及び競争倍率に関する検証・改善についての具体的事例（2019～2024）				
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【分析項目4-2-2】 2021年度入試より、社会人受験者に特化した「社会人特別選抜」制度を設けるほか、受験生に対するオンラインでの個別相談会を随時実施する等、志願者・入学者確保の取組みをしている。「社会人特別選抜」の実績は、2022年度入試に4名出願し、2名標準コースに入学、2023年度入試に1名出願し、同人は別に受験して合格した短縮コースに入学、2025年度入試では5名出願し、3名標準コースに入学している。 全体の志願者・競争倍率・入学定員充足率は、2021年度以前よりも、改善傾向にある。2021年度は、志願者41名・競争倍率1.77倍・入学定員充足率60%であったが、2022年度は、志願者62名・競争倍率2.11倍・入学定員充足率93%であった。2023年度は、志願者数40名・競争倍率1.40倍と2021年度並みだが、入学定員充足率は93%、2024年度は、志願者数45名・競争倍率2.27倍と回復し、入学定員充足率66%である。2025年度は、志願者数が58名と増加し、競争倍率1.88倍であるものの、入学定員充足率86%である。				

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
【分析項目4-2-1】 短縮コース（一般選抜）及び標準コース（一般選抜・社会人特別選抜）につき、それぞれ入試合計点最低ラインを設定し、入試の全日程において、各ラインに従った厳格な合否判定を実施している。 また、いわゆる法曹養成連携協定に基づく特別選抜を除いて、金沢大学出身者を優先するような定員枠の設定や配点等を行わないこと、社会人を含む多くの受験生が受験しやすいよう受験日を土曜日に設定していること等により公平性・開放性を、当該年度の全日程の試験終了後に入試問題、出題の意図および採点基準を本専攻ウェブサイト上に公表することにより公正性・透明性を確保している。 さらに、一般選抜は小論文・筆記試験、対面による審査（面接試験）、書面による審査（自己評価書）の組み合わせ、社会人特別選抜は対面による審査（口述試験）と書面による審査（事前提出課題・自己評価書）を設定しており、法科大学院法学未修者等選抜ガイドラインの趣旨を十分充たしている。	2024年度金沢大学法科大学院学生募集要項	2024年度版では、合格最低点については6-7頁、選抜方法について6-9頁、自校出身者の扱いについては、一般選抜要項に「記載がない」	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院学生募集要項	2025年度版では、合格最低点については7頁、選抜方法について7-9頁、自校出身者の扱いについては、一般選抜要項に「記載がない」	再掲
	2020～2024年度入学者選抜試験（A～D日程）判定結果（非公表）	非公表	再掲
	2025年度入学者選抜試験（A～C日程）判定結果（非公表）	非公表	再掲
	法科大学院未修者選抜ガイドライン		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
☒ 当該基準を満たす			

	根拠資料・データ欄		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
本専攻では、良問を提供するため、作問委員の作成した入試問題案を隣接分野の教員も参加して事前チェックする機会を設けている。また、入試・広報委員会が、類似問題の出題を確認している（2025年度入試までは、本専攻入試問題、他法科大学院入試問題、本学法学類の定期試験問題の過去3年分。2026年度入試からは、確認作業の意義及び本学本部の方針を踏まえて、本専攻入試問題、本学法学類の定期試験問題（本専攻専任教員が授業担当をしている憲法、民法）の過去5年分とすることにした。なお、入学試験秘密性の観点から、これに関する文書は作成していない。）。さらに、年度末には、千葉大学の協力のもと、入試問題の第三者検証を経て、さらに良い問題を作成するための体制が整えられている。この点については、2022年度認証評価においても【特色ある点】として評価されている。	2024年度金沢大学法科大学院学生募集要項		再掲
	2025年度金沢大学法科大学院学生募集要項		再掲
	2020年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	再掲
	2021年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	再掲
	2022年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	再掲
	2023年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	再掲
	2024年度千葉大学合同FD（非公表）	非公表	再掲
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲
【改善を要する事項】			
基準 4－3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 4－3－1〕 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと	・ 学生数の状況（別紙様式 4－3－1）		
	4-3-1_学生数の状況		
	・ 適正な割合となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料		
〔分析項目 4－3－2〕 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること	・ 学生数の状況（別紙様式 4－3－1）		
	4-3-1_学生数の状況		再掲
	・ 適正な割合、規模又は倍率となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	入学者選抜に関する検証・改善についての具体的事例（2019～2023）		
	入学者数の規模及び競争倍率に関する検証・改善についての具体的事例（2019～2023）		
	2021-2024年度入学生用入学前学習会通知文		再掲
	2025年度入学生用入学前学習会通知文		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目4-3-2】

2022年度・2023年度入学者は14名で、定員をほぼ満たすことができた（充足率93％）。2024年度は複数の入学辞退者があり、入学者は10名にとどまったが、競争倍率は2.27倍で、過去5年間での最高値であった。2025年度入学者は13名と、定員をほぼ満たした（充足率86％）。
競争倍率・入学者数を適正なものとするため、①受験生に対するオンラインでの個別相談会を随時実施している。②本学法学類への情報提供機会を拡大し、本学法学類の総合法学コースガイダンスに合わせた本専攻の説明会、本専攻の模擬法廷室での入試説明会、本専攻在学生と法学類生との交流会を開催している。③入学前の12月頃に、特に標準コース合格者を対象とする入学前学習会を実施している。入学前に学習アドバイスをすると同時に、本専攻の教育の魅力を伝え、歩留まり率の向上を図っている（参加者数は、2021年度入試1名、2022年度入試6名、2023年度入試3名（全員入学）、2024年度入試4名、2025年度入試6名（全員入学））。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

上記の取り組みを着実に進めてきた結果、全国的な法科大学院の志願者減少にもかかわらず、志願者数は増加傾向にある。2024年度入試においては、入学者数は対前年度比で微減したものの、競争倍率は、標準コース・短縮コースともに2倍以上を確保し、全体の倍率は過去5年間で最高値となった。

4-3-1_学生数の状況

入学者選抜に関する検証・改善についての具体的事例（2019～2023）

再掲

入学者数の規模及び競争倍率に関する検証・改善についての具体的事例（2019～2023）

再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

根拠資料・データ欄

備考

再掲

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

66

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

 : 「該当なし」

基準 5－1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5－1－1] 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること	・ 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	2017年度認証評価報告書	32-33頁	再掲
	2022年度認証評価報告書	14頁	再掲
	・ 前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されている場合、及び、その後に施設・設備等に関して特段の変更があった場合は、現在の状況が確認できる資料（以下に資料の種類を例示） ・ 法科大学院が管理する施設の概要・見取り図等 ・ 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料 ・ 自習室の利用案内 ・ 各施設に備えられた設備・機器リスト等 ・ 図書館案内 ・ 図書及び資料に関するデータ（法学系図書の蔵書数等） ・ 図書館に携わる職員の専門的能力を示す資料（職員の資格、研修の参加状況等） ・ 図書館を含む各施設を運営する組織の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）		
	・ 施設・設備に関して、当該法科大学院の特色を表し、一定の成果を上げている場合は、特色や成果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
2026年に開始される司法試験CBT化に向け、本法科大学院が法科大学院生専用に向けて設置している法情報実習室に設置しているパソコンを更新する予定であり、すでに調達した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

本専攻の施設・設備は、2017年度認証評価時に十分基準を充たすものとして評価されており、その後も機器の更新等をして維持し、2022年度の認証評価においても「法令に基づき整備され、有効に活用されている」と評価されている。 本専攻学生は、本専攻専用の法科大学院図書室（蔵書約7000冊。他学類、他専攻の学生は利用できない）のほか、本学の法学類図書室及び附属図書館（中央図書館の蔵書124万冊超）を利用することができる。 また、法科大学院図書室には司書1名が配置されており、学生に助言等ができる体制となっている。同司書は毎年研修を受けており（分析項目2-5-4参照）、法情報調査に関する基本的素養を備えている。 自習室では、学生個人に固定の1席が与えられている。学生は、入学試験時などやむを得ない場合を除き、24時間・365日自由に利用することができる。自習室は、講義が行われる第2講義棟と接続しており、学生にとって便利な場所にある。また、自習室を学生全員が快適に利用し、勉学に集中できる環境を保持するため、2024年度には自習室使用要項を定め、これを遵守する誓約書を提出させることとした。 そのほか、本専攻には講義室2室、演習室2室、法情報実習室、模擬法廷室、リフレッシュルームがあり、原則として本専攻の専有または優先利用が認められている。	2017年度認証評価報告書	32-33頁	再掲
	2022年度認証評価報告書	14頁	再掲
	2023年度金沢大学附属図書館概要		
	2024年度金沢大学附属図書館概要		
	2023年度法科大学院司書との業務打ち合わせ（概要）		再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	42-53頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	43-54頁	再掲
	法務専攻学生の自習室使用要項		
	学生自習室使用申出書兼使用に関する誓約書		
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2024年の前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		
	2024年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5-2-1] 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること	・履修指導、学習相談及び支援に係る整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に学生の支援に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	2017年度認証評価報告書	26-27頁	再掲
	2022年度認証評価報告書	14頁	再掲
	・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）		
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2023年度前期ガイダンス・オリエンテーション参加状況		
	2023年度前期授業科目ガイダンス資料		
	2023年度後期授業科目ガイダンス資料		
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2024年度前期ガイダンス・オリエンテーション参加状況		
	2024年度前期授業科目ガイダンス資料		
	2024年度後期授業科目ガイダンス資料		
	・履修指導、学習相談及び支援の体制の実施状況が把握できる資料		
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	40-41頁	再掲
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	41-42頁	再掲
	アドバイス教員一覧（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2023年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲

アドバイス教員要領		再掲
2020年度オフィスアワー一覧		
2021年度オフィスアワー一覧		
2022年度オフィスアワー一覧		
2023年度オフィスアワー一覧		
2024年度オフィスアワー一覧		
2020年度弁護士チューター従事実績		再掲
2021年度弁護士チューター従事実績		再掲
2022年度弁護士チューター従事実績		再掲
2023年度弁護士チューター従事実績		再掲
2024年度弁護士チューター従事実績		
2020年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2021年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2022年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2023年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2024年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		
2020年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2020年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2021年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2021年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2022年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2022年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2023年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2023年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2024年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
2024年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲

[分析項目 5-2-2] 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること	・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	2017年度認証評価報告書	26-27頁	再掲
	2022年度認証評価報告書	14頁	再掲
	・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制が把握できる資料		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	38-41頁	再掲
	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	39-42頁	再掲
	2024年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2024年度入学者オリエンテーション（学生への告知内容）		再掲
	アドバイス教員一覧（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2023年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	アドバイス教員要領		再掲
	2020年度オフィスアワー一覧		再掲
	2021年度オフィスアワー一覧		再掲
	2022年度オフィスアワー一覧		再掲
	2023年度オフィスアワー一覧		再掲
	2024年度オフィスアワー一覧		再掲
	2024年度金沢大学法科大学院案内	7-9頁	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院案内	7-9頁	再掲
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	38-39頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	39-40頁	再掲
	TKC受験料助成制度の案内		
	TKC助成に関する日程表(2019～2023)		

	コピーカード贈呈のお知らせ		
	2024年度金沢大学法科大学院案内	7-9頁	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院案内	7-9頁	再掲
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	経済的支援制度利用状況		
	・経済面の援助の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	TKC受験料助成制度の案内		再掲
	TKC助成に関する日程表（2020～2024）		
	コピーカード贈呈のお知らせ		再掲
	2024年度金沢大学法科大学院案内	7-9頁	再掲
	2025年度金沢大学法科大学院案内	7-9頁	再掲
	・経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	経済的支援制度利用状況		再掲
	・障害のある学生等に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料		
	障がいのある学生に対する修学等の支援について（金沢大学ウェブサイト）		
〔分析項目5-2-3〕 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること	・各種ハラスメントに対応する体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後の特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所		
	2017年度認証評価報告書	26-27頁	再掲
	2022年度認証評価報告書	14頁	再掲
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	ハラスメント対応パンフレット		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
2026年に開始される司法試験CBT化に向け、基準5-1の欄で示した通り、法情報実習室のパソコンを更新した。これらは、自主ゼミなど学生の司法試験受験に向けた学修活動においても活用されることが見込まれている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

【分析項目5-2-1】 2017年に実施された前々回認証評価以降の取り組みとして、修了生に対するアドバイス面談を毎年2回必ず行うようにしたことが挙げられる。司法試験の結果や日々の学修状況を聴取することにより司法試験合格に向けたサポートがあることを修了生に意識させ、合格率の改善に努めている。 その他、本専攻が学生の学修支援として行っている取組は、以下のとおりである。なお、アドバイス教員制度については、後記【優れた成果が確認できる取組】欄を参照されたい。	2023年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2023年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
① 履修ガイダンス 入学者全員に対する履修指導として入学者オリエンテーション、その他各年度前期、後期ごとに授業開始前にガイダンスを実施している。ガイダンスでは学生生活上の一般的な注意事項を説明した上で、授業科目ごとに担当教員が授業の概要等を説明している。専任教員は、原則として、ガイダンスに出席することを義務づけられている。	2023年度前期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
	2023年度後期授業科目ガイダンス（学生への告知内容）		再掲
② 入学前の参考図書の指定／入学前学習会 入学前の時期（2月～3月）に、憲法、民法、刑法、商法の各分野について、入学者に対して、未修者、既修者に分けて図書を指定し、授業が開始されるまでに読むことを推奨することで、入学当初から効果的な学修を行えるよう配慮している。 また、2018年度入学試験からは、合格者（実施日との関係でA・B日程合格者に限る）のうち希望する者に対し、憲法・民法・刑法のごく基礎的な考え方を平易に講ずるなど、入学後の法科大学院の授業形式をイメージすることができるよう、12月頃に「入学前学習会」を実施している（分析項目3-4-9も参照）。2020年度は1名（Zoomによる全面オンライン形式）、2021年度は6名（Zoomによる全面オンライン形式）、2022年度は3名（対面またはオンライン形式）、2023年度は4名（Zoomによる全面オンライン形式）、2024年度は7名（対面またはオンライン形式）で実施した。	2021-2024年度入学生用入学前学習会通知文		再掲
	2025年度入学生用入学前学習会通知文		再掲
	22～24年度の参加実績		
	入学予定者の事前学習用指定図書一覧		再掲
③ オフィスアワー 各教員は毎週1時間程度のオフィス・アワーを設定し、アカンサスポータル等により学生に周知している。指定した日時に教員は研究室に在室するとともに、2021年度以降はDiscordの「オフィス・アワー」チャンネルに入室しておくことで、都合により登学していない学生の相談にも応じている。学生は事前連絡なく研究室を訪れ、質問することができる。また、オフィス・アワー以外にも、教員に質問がある場合には、学生はアカンサスポータルを通じて、またはハンドブックに記載されている教員のメールアドレスに連絡し、面談を予約することができる。	2020年度オフィスアワー一覧		再掲
	2021年度オフィスアワー一覧		再掲
	2022年度オフィスアワー一覧		再掲
	2023年度オフィスアワー一覧		再掲
	2024年度オフィスアワー一覧		再掲

④ 各種チューター制度 本専攻では、学修支援として（１）弁護士チューター、（２）未修者チューター、（３）学生アドバイザー（SA）の３つの制度を設けている。 （１）弁護士チューター 現役の弁護士をチューターとして採用し、授業科目の履修をはじめ、学生からの勉学上の相談に対応している。月２回・２時間程度、相談用に設けられた部屋に待機し、随時勉学上の相談に応じている。弁護士チューターは司法試験基本科目のほとんどについて、初学者から修了生にいたるまで学生の様々な勉学上の相談（学習内容の質問、学習方法の指導、答案の検討、重要論点に関するゼミ形式の議論等）に丁寧に対応しており、相談時間を延長する日もある。学生が相談希望日に確実に指導を受けられるよう、事前の相談予約も受け付けている。在学生からの相談を優先しつつ、SAである修了生の相談に応じている。 （２）未修者チューター １年生に対して法科大学院の勉強に関する指導をしている。未修者チューターは、事例問題等の課題を提供し、問題点の指導や解答のアドバイスなどを行うほか、個々の質問や相談にも対応している。法科大学院共通到達度確認試験に向けての復習の学修も行っている。 金沢弁護士会との連携に基づくこれらの学修支援制度は、2022年度実施の認証評価において【優れた点】として高く評価されている。 （３）学生アドバイザー 修了生の一部は、学生アドバイザー（SA）として、在学生からの勉学上・生活上の各種相談への対応や授業補助業務を行っている。学生アドバイザーは、在学生の修学に支障がない範囲内で本専攻の施設を利用することができ、また担当教員の許可に基づき授業の聴講等を行うことができる。2024年度には、司法試験CBT化も見据えて、本来は在学生でなければ認められない大学内共通無線LANサービス（KAINS-wifi）が、修了生であってもSA登録していれば、利用許可されるような体制を整えた。それゆえ、学生アドバイザー制度は、本専攻修了生の学修支援制度としての意義を有する。 これらのチューター及び学生アドバイザーに対しては、本専攻の教育理念を伝達するなどの必要な研修を行っている（分析項目2-5-4参照）。	2020年度弁護士チューター従事実績		再掲
	2021年度弁護士チューター従事実績		再掲
	2022年度弁護士チューター従事実績		再掲
	2023年度弁護士チューター従事実績		再掲
	2024年度弁護士チューター従事実績		再掲
	2020年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2021年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2022年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2023年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2024年度弁護士チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2020年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2020年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2021年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2021年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2022年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2022年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2023年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2023年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2024年度前期未修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2024年度後期末修者チューター掲示（学生向け案内）		再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	41頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	42頁	再掲
	金沢大学大学院法学研究科法務専攻学生アドバイザー実施要項		再掲
	2023年度SA研修会資料		再掲
	2024年度SA研修会資料		再掲
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲

【分析項目5-2-2】 学生の生活・健康面の支援および就職支援については、学生はまずアドバイス教員に相談し、必要に応じて本専攻の教務委員会あるいは学生支援・FD委員会（2021年度に就職支援委員会を統合し、就職支援も所管している）あるいは全学の相談窓口に接続する体制を整えている。全学では学生がどのようなことでも相談することができる「なんでも相談室—よるまっしー」を設けており、本学教員や学生ボランティアが相談員となっている。健康面の不安については保健管理センターへの相談を行うようガイダンス時などに指導している。保健管理センターでは相談内容に応じて医師、看護師、心理カウンセラーが対応している。	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	40-41頁	再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック	41-42頁	再掲
	なんでも相談室—よるまっしー（金沢大学ウェブサイト）		
特に就職支援については、2020年度までは「就職支援委員会」が学生支援の一環として担当していた。同委員会は、学生及び修了生に対して進路選択や就職に必要な情報提供をするべく、各回の「就職支援講演会」において様々な講師を招き、司法試験合格後の法曹への進路選択に関する実務家教員（弁護士）による実践的な指導、過去の修了生で法曹となった者や他の職域に進路選択した者のほか、各種公務員関係者による個別講演、法曹以外の職域を志望する場合の本学の就職支援体制に関する説明などを行った。また、就職支援講演会の終了後には、全学組織である就職支援室（2022年4月より「キャリア支援室」）のキャリア・カウンセラーの資格を有する職員等の協力を得て、個別の学生に対するカウンセリング相談時間も設定した。 2021年度には、就職支援委員会を統合して発足した「学生支援・カリキュラム・FD委員会」において、講演会の内容は学生の就職希望先に応じた内容にすべきと考え、前期中間アンケートを利用して、学生に最も希望する進路先を問うた。その結果、回答者全員が弁護士（うち1名は弁護士または検察官希望）を希望していることが明らかになった。より具体的には、1年次と3年次は回答者全員が、金沢など地方の弁護士志望とした。2年次は、地方の弁護士（33%）、都市部の弁護士（44%）、企業内弁護士（22%）と回答した。そこで同年度前期では、本専攻修了生で現在石川県小松市にある弁護士事務所勤務している弁護士を講師として招き、司法試験合格からその後の就職状況等についての講演会を開催した。 2021年度後期には、再び中間アンケートを用いて、前期の就職支援講演会の感想及び、今後の「就職支援講演会」で聞きたい内容について意見を集めた。その結果、司法試験合格後の具体的な就職活動の仕方について聞きたいとの声が多く見られた。そこで、本専攻修了生で、弁護士としての就職活動を経験し、現在石川県金沢市にある弁護士事務所勤務している弁護士を講師として招き、講演会を開催した。この講師は、本学法学類出身でもあることから、法学類リーガルプロフェッションプログラム（LPP）イベントとして、法学類生にも開放している。 2022年度も、中間アンケートを利用して学生の就職希望先のデータを集め、前期には、本学教員でありかつ東京の弁護士でもある上田教授に講師を依頼し、東京での弁護士活動の特徴について講演会を開催した。後期には、本専攻修了生で現在石川県金沢市にある弁護士事務所勤務している弁護士を講師として招き、金沢における弁護士の就職活動の方法等について講演会を開催した。 2023年度には、都市部での就職活動に興味を持つ学生が複数いることが判明したことから、前期には、他大学法科大学院修了生で金沢弁護士会所属の、塩梅洋平弁護士に講師を依頼し、都市部での就職活動についての講演会を開催した。これらは、いずれも、法学類リーガルプロフェッションプログラム（LPP）イベントとして、法学類生にも開放した。 2023年度後期には、川渕武彦検事、市原久幸検事、今野真奈検事を講師して招き、検察官の活躍の場の多様性を紹介する（捜査公判や訴訟検事のほか、法務省における業務や留学、在外公館等での業務など）講演会を、本学法学類及び本法科大学院と共催した。 2024年度は、法科大学院生の多くが弁護士志望であることもあり、弁護士である講師を招いて、「弁護士の仕事とキャリア」、「再審無罪事件を通じて法曹倫理を考える」、「憲法・行政法訴訟に強くなる」との演題で3回の講演会を開催した。なお、いずれも本法科大学院と本学法学類との共催とし、法科大学院生のみならず多くの法学類生の参加を得た。	講演会等各種学習支援企画		
	2021年度前期就職支援講演会案内		
	2021年度後期就職支援講演会案内		
	2021年度後期就職支援講演会（法学類生向け案内）		
	2022年度前期就職支援講演会案内		
	2022年度前期就職支援講演会案内（法学類生向け）		
	2022年度後期就職支援講演会案内		
	2022年度後期就職支援講演会案内（法学類生向け）		
	2023年度前期就職支援後援会案内		
	2023年度前期就職支援講演会案内（法学類生向け）		

なお、法曹以外の職域への就職支援に関しては、本学の就職支援室（2022年4月より「キャリア支援室」に名称変更）の支援体制を利用することができ、キャリア支援室が実施している学内合同企業説明会に参加することもできる。また、一般企業、法律事務所、地方公共団体等からの求人情報等就職支援に関する情報は、本専攻施設の1つであるリフレッシュルームや学生課（大学院・留学支援担当）前に掲示することによって学生に周知されている。

また、本専攻には学生を民間企業や地方公共団体に派遣し、主に法務関係の職務体験をする独自の「インターンシップ」制度があり、学生は、これに参加することで企業内弁護士や地方公共団体内弁護士といった職域を経験できる。インターンシップ先は、次の3か所である。

- ・北陸銀行：2014年6月に北陸銀行（本店・富山市）と協定（「インターンシップに関する申合せ」）を締結し、学生が参加するインターンシップ・プログラムを創設した。北陸銀行は、既に本研究科の修了生で弁護士となった者を企業内弁護士として採用した実績がある。2016年度、2017年度には、それぞれ1人が参加した。
- ・加賀市議会：2015年3月に石川県加賀市議会と法務研究科との間で連携協定（「金沢大学大学院法務研究科・加賀市議会連携協定」）を締結し実施している。学生は、制度設計及び条例作成等の過程を経験し、地方自治体という場所で法律的な専門知識の活用を経験することができる。2016年度2人、2018年度3人、2019年度は4人、2020年度1人、2021年度1人、2024年度1人が参加した。2018年度以降は、1単位を付与する授業科目である。なお、加賀市では、2017年4月から2022年3月までの間、本専攻修了生が任期付職員（弁護士）として採用されていた。
- ・株式会社PFU：2020年度はコロナの影響で実施されなかった。2021年度から2024年度は、参加希望者がいなかった。

なお、修了生に対しては、司法試験の合格発表後にアンケートを行って進路志望の変更の有無を確認し、本学からの就職情報が必要であるとする修了生については就職支援室（2022年4月より「キャリア支援室」に名称変更）への紹介などを行っている。修了生アンケートについては分析項目2-3-3を参照されたい。

2024年度前期就職支援講演会案内（法学類生向け）		
2023年度後期就職支援講演会（兼 法学類・法科大学院共催特別講演会）		
2024年度就職支援講演会①		
2024年度就職支援講演会②（兼 法学類・法科大学院共催特別講演会）		
2024年度就職支援講演会③		
株式会社PFUと金沢大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定書（非公表）	非公表	再掲
株式会社PFUと金沢大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定書の変更に係る覚書（非公表）	非公表	再掲
株式会社PFUと金沢大学大学院法学研究科との連携協力に関する協定書の変更に係る第2覚書（非公表）	非公表	再掲
金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書（非公表）	非公表	再掲
金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書の変更に係る覚書（非公表）	非公表	再掲
北陸銀行とのインターンシップに関する申合せ（非公表）	非公表	再掲
北陸銀行とのインターンシップに関する申合せの変更に係る覚書（非公表）	非公表	再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

本専攻では、以下のような取り組みを行っており、2017年度および2022年度に行われた認証評価においても「優れた点」、「特色ある取り組み」として評価されている。 ①学生1人に対して複数の教員がチームを組んでアドバイス教員となり、半期に1度の割合で面談を行い、学生の学習上の問題にとどまらず身体面、経済面など多様な問題に対する相談に応じている。また、休退学の際もアドバイス教員との面談を義務付けることにより、学生が抱える問題を素早く把握することができるほか、必要に応じ各委員会や事務係と連携することにより、学生に対して適切な対応をとることができるようにしている。各チーム、できる限り実務家を含むようにし、また女子学生に対しては原則として女性教員を含むチームを充てている。また本専攻専任教員が金沢大学法学類で担当するゼミの学生が入学する際には、当該ゼミの教員がアドバイス教員となることにより、学士課程から切れ目ない学修支援を行っている。教員には「アドバイス教員要領」を配付し、それに沿った面談を行うよう求めることにより、組織的に学生をサポートする体制を整えている。 ②本専攻では、日本学生支援機構が提供するもの以外にも、入試成績上位者に毎月5万円の支援を行う本学独自の奨学金（「法学研究科法務専攻学生奨励支援」）を用意している。また、法曹養成プログラム特別選抜入学者に対しては、入学検定料を返付し、入学料及び授業料を免除するなど、本学独自の経済支援がある。 ③司法試験を受験するにあたり不可欠となるTKC模擬試験についても、その受験料相当額を支援している。 ④金沢大学出身の法曹で組織する金沢大学法曹会から、毎年度全学生に5000円分のコピーカードが贈呈される。ただし、コロナ禍により登学の機会が減少した2020年度および2021年度は中止している。（2024年度は図書カードの贈呈はなかった。） ⑤学修支援としては、金沢弁護士会内の金沢大学法科大学院支援委員会所属の弁護士による弁護士チューター、未修者チューターによるきめ細かい指導が行われているほか、金沢地方検察庁などの地元の各機関、千葉大学専門法務研究科などの連携先の協力により、検察庁体験プログラムや裁判員裁判傍聴、各種の講演会など学生の学修意欲を増進する企画を継続的に行っている。	2017年度認証評価報告書	7頁	再掲
	2022年度認証評価報告書	1頁	再掲
	アドバイス教員一覧（非公表）	非公表	再掲
	2023年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2023年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度前期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	2024年度後期アドバイス教員面談依頼文（教員向け）		再掲
	アドバイス教員要領		再掲
	2023年度（令和5年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック		再掲
	2024年度（令和6年度）大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）ハンドブック		再掲
	TKC受験料助成制度の案内		再掲
	TKC助成に関する日程表（2020～2024）		再掲
	コピーカード贈呈のお知らせ		再掲
	金沢大学緊急学生支援金（金沢大学ウェブサイト）	ページ下部を参照	
	講演会等各種学習支援企画		再掲

	2021年度千葉大学交流事業報告書		
	2022年度千葉大学交流事業報告書		
	2023年度千葉大学交流事業報告書		
	2024年度千葉大学交流事業報告書		
【改善を要する事項】			